

# 第4次宝塚市環境基本計画（案）

---

令和8年●月  
宝塚市

## 環 境 都 市 宣 言

私たちの地球は、バランスのとれた生き物のようなもので、人類のみならず、すべてのいのちの源であり、地球の未来は、その恵みによって生きている人間の知恵と行動に大きくゆだねられています。

私たちのまち宝塚は、六甲、北摂の山なみ、武庫川の流れに象徴される豊かな自然や歴史的、文化的な資源に恵まれた美しいまちです。私たちは、このすばらしい環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とすることを、ここに宣言します。

- 一、私たちは、水と緑きらめく、魅力あふれるまちをつくります。
- 一、私たちは、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくります。
- 一、私たちは、ものを大切に、ごみの減量やエネルギーなどの節約、リサイクルの推進に努めます。

平成八年九月十日

宝 塚 市

はじめに

差し替え予定

## 目 次

第 1 章 環境基本計画の基本的事項	1
第 1 節 計画策定の背景	1
第 2 節 計画の役割と位置づけ	2
1 計画の目的・役割	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期	3
第 3 節 計画の	4
1 対象地域	4
2 対象とす	4
3 対象とす	4
第 4 節 計画の推進工程	5
第 2 章 宝塚市の地域概況	6
第 1 節 自然的条件	6
1 位置・地勢	6
2 気候	7
第 2 節 社会的条件	8
1 人口など	8
(1) 人口・世帯の推移	8
(2) 将来推計	9
2 産業	10
(1) 農家数	10
(2) 森林面積	10
(3) 工業	11
(4) 商業	11
3 土地利用	12
4 都市公園	12
5 交通	14
(1) 公共交通	14
(2) 自動車など保有台数	15
第 3 章 宝塚市の環境の現状	16
第 1 節 地球温暖化	16
1 温室効果ガス排出量	16
2 エネルギー消費	17

3	再生可能エネルギーの導入状況	18
第2節	循環型社会	19
1	ごみ処理	19
(1)	ごみ排出量	19
(2)	リサイクル率	19
第3節	自然環境	20
1	地形・地質	20
2	河川・ため池	21
3	植物	21
4	動物	22
5	生態系	23
6	自然環境	25
第4節	大気	26
1	硫黄酸化物 (SO <sub>2</sub> )	27
2	窒素酸化物 (二酸化窒素)	28
3	光化学オキシダント (Ox)	29
4	浮遊粒子状物質 (SPM)	30
5	一酸化炭素 (CO)	31
6	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	32
第5節	水環境	33
1	公共用水域 (河川・湖沼・海域)	33
(1)	健康項目	33
(2)	生活環境項目	33
(3)	要監視項目	34
2	地下水	34
(1)	環境基準項目	34
(2)	要監視項目	34
3	水資源	35
第6節	騒音・振動	36
第7節	公害に係る苦情の現状	37
第8節	快適環境	38
1	景観	38
2	文化財など	39
第9節	環境特性	40
第4章	まちづくりの方向性	41
第1節	本市の目指す環境都市像	41
第2節	施策推進の基本的な視点	42
第3節	施策の体系	43

目次修正します

I	ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり	44
	(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換	45
	2 再生可能エネルギーの推進	46
II	循環型社会の構築	48
III	自然共生社会の実現	52
	1 生物多様性の保全・再生	52
	(1) 生態系	53
	(2) 侵略種	54
	2 持続可能な消費	55
	(1) 自然環境	56
	(2) 生物資源	57
IV	健康に暮らせるまちづくり	58
	1 大気環境の保全	58
	(1) 自動車排気ガスの低減	59
	(2) 大気汚染物質の監視と市民への情報発信	60
	2 水環境の保全	61
	(2) 水循環の保全・監視・汚染対策	63
	(3) 水環境（河川・ため池・水路）の保全・美化と活用	64
	(1) 騒音・振動対策	65
	(2) 悪臭対策	66
IV	安全で快適な環境のまちづくり	67
	1 景観の保全	67
	(1) 景観の保全	68
	(2) 美化活動の行き届いたまちづくり	69
	2 みんなにやさしいまちづくり	70
	(1) 誰もが安心して生活できる移動空間の確保	70
	(2) マナーやモラル向上の啓発	71
VI	みんなで取り組む環境づくり	72
	1 環境学習・教育の推進	72
	(1) 環境学習・教育の推進	72
	(2) 自然体験と交流の推進	73
	2 次世代の環境保全を担う環境保全活動の支援	74
	(1) たからづかの環境を守り育てていく意識向上	74
	(2) 市民の環境保全活動の交流の場づくり	74
<b>第5章 計画の推進</b>		<b>75</b>
	第1節 推進体制	75
	第2節 進行管理及び評価	76
	1 進行管理	76

目次修正します

2	点検・評価	76
<b>&lt;第4次宝塚市環境基本計画案策定の経緯&gt;</b>		
1	宝塚市環境審議会 <span>の開催</span>	77
2	宝塚市環境審議会委員	(令和8年3月31日現在)
		78
<b>&lt;用語集&gt;</b>		
		79
あ	行	79
か	行	80
さ	行	82
た	行	84
な	行	85
は	行	86
ま	行	87
や	行	87
ら	行	88
	英数字	88
	関連計画	90



目次修正します

# 第1章 環境基本計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

---

本市の環境基本計画（以下、本章において「計画」という。）は、平成8年度（1996年度）を初年度として策定され、これまでに第1次から第3次までの計画を通じて、本市の環境施策を体系的に推進してきました。

第3次計画を策定した平成27年度（2015年度）からの10年間では、気候変動や海洋プラスチック問題など、環境課題が深刻化し、地球規模での取組が求められるようになりました。国においては令和2年（2020年）に「温室効果ガス2050年排出実質ゼロ」を表明し、令和3年（2021年）には2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比26%から46%に大きく引き上げました。

本市においても、令和3年（2021年）には「ゼロカーボンシティ」の表明及び「気候非常事態宣言」を発出するなど、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた強い意志を明確にしました。

また、令和3年度（2021年度）には「第2次宝塚エネルギー2050ビジョン」及び「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画」を策定（令和5年度（2023年度）改定）、再生可能エネルギーの導入促進やエネルギーの地産地消、生物多様性の保全など、具体的な施策を推進しています。

循環型社会の形成に向けては、令和7年度（2025年度）に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、2R（リデュース・リユース）の徹底や適正なごみ処理、新ごみ処理施設建設などに取り組んでいます。

生物多様性の分野においても、令和4年（2022年）に、生物多様性の新たな世界的目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が提唱されました。これを受け、国においても令和5年（2023年）に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、県においても令和7年（2025年）に「生物多様性ひょうご戦略」が改定されました。

本市では、平成28年度（2016年度）に「生物多様性たからづか戦略」における行動計画を改定し、地域の生態系や自然環境と人との関わりを再認識しながら、市民・事業者・行政の協働による保全・再生・持続可能な活用を推進してきましたが、持続可能な社会の構築に向けた生物多様性の主流化が進みつつある中、本市においても自然共生社会の実現を目指す取組が求められており、令和8年度には「第2次生物多様性たからづか戦略」を策定しました。

この間も引き続き、「宝塚を美しくする市民運動」の継続的な展開や、平成27年（2015年）に制定された「ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づく啓発活動など、コロナ禍における一時中断した時期もあったものの、市民参加による環境美化への取組も実施しています。

これらの実績とともに、社会経済状況の変化や新たな環境課題を踏まえ、令和8年度からの10年間を見据えた新たな計画として、「第4次宝塚市環境基本計画」（以下、本章において「本計画」という。）を策定します。

## 第2節 計画の役割と位置づけ

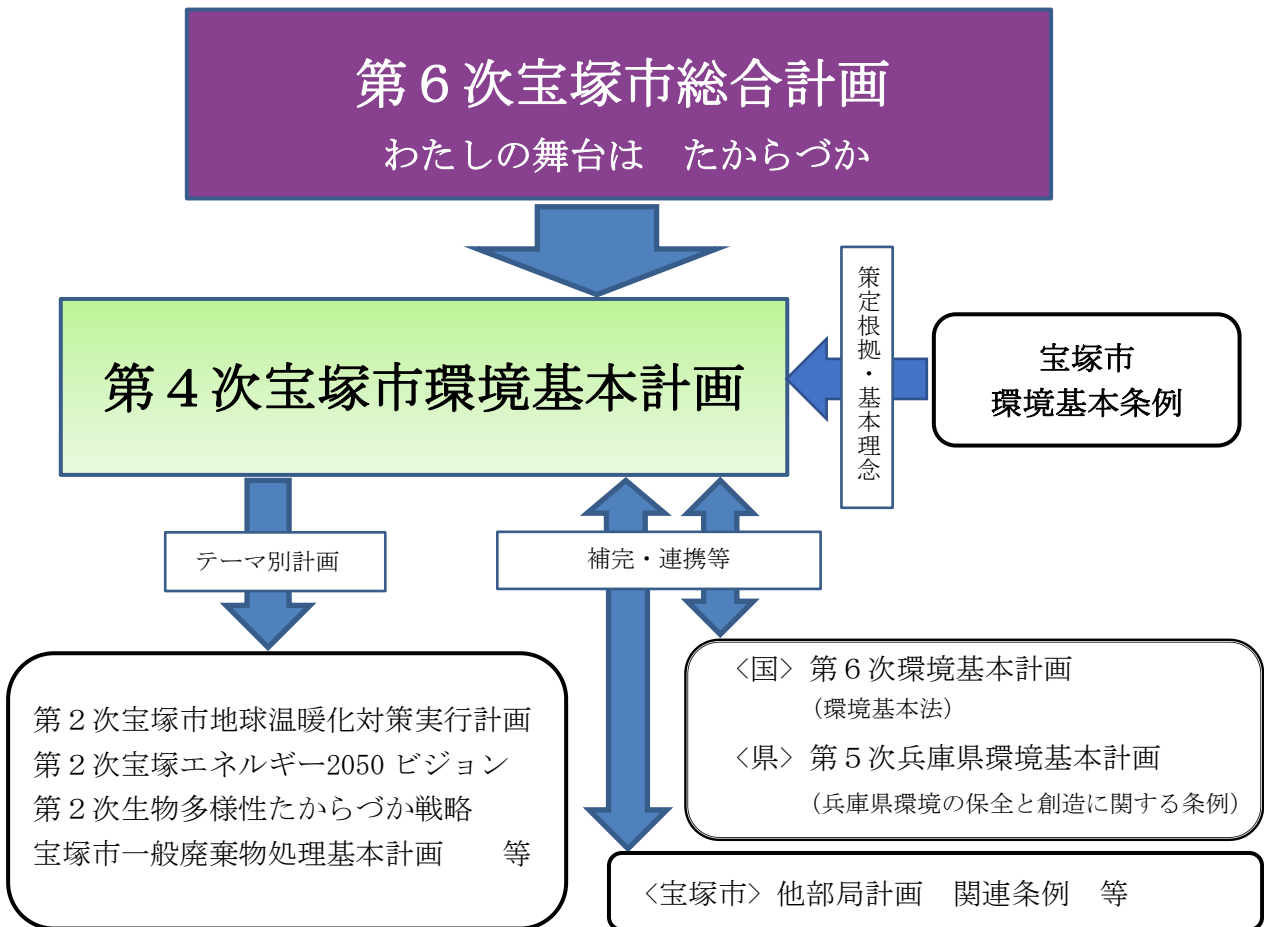
### 1 計画の目的・役割

本計画は、宝塚市環境基本条例（以下、本章において「条例」という。）の規定に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が公平な役割分担の下で協働することにより、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、次の3つの役割を担います。

- 1 本市における望ましい環境都市像の実現に向けた方向性を示す。
- 2 環境の保全及び創造に関する目標及び環境行政の基本的な方針・考え方を示す。
- 3 市民・事業者・市が取り組むべき事項を明らかにする。

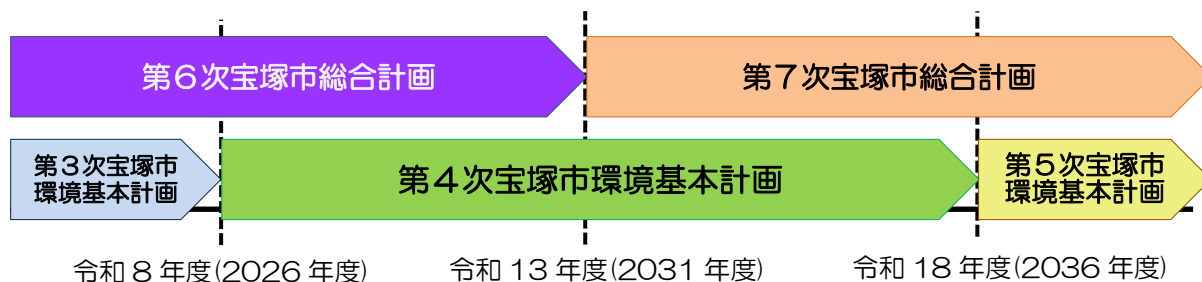
### 2 計画の位置づけ

本計画は、令和3年（2021年）に策定された第6次宝塚市総合計画の基本構想に掲げる、環境の分野における目標を実現するために、方針や施策を示し、取組の推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として条例の規定に基づき策定しています。



### 3 計画の期間

本計画は、目標年度を令和 17 年度（2035 年度）とし、計画期間は令和 8 年度（2026 年度）からの 10 年間とします。なお、総合計画との整合や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 第3節 計画の対象

---

### 1 対象地域

本計画は、宝塚市全域をその対象地域とします。また、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体などと連携して推進に努めます。

### 2 対象とする環境要素

本計画の対象とする環境要素は下表のとおり設定します。

環境分野	対象とする環境要素
循環系自然環境	地球温暖化、脱炭素社会、再生可能エネルギー、地域エネルギー、省資源・省エネルギー、廃棄物、3R など
生態系自然環境	生物多様性、生態系、自然景観、森林・里山、自然資源の活用、公園・緑地、緑化 など
生活環境	大気、水質、水資源、騒音・振動、悪臭、化学物質 など
快適環境	景観、道路・交通、マナー・モラル など
参画・協働	環境学習・教育、環境保全活動 など

### 3 対象とする人々、団体

本計画は、市民、自治会・まちづくり協議会・財産区・NPOなど各種民間団体、事業者、市はもとより、買い物・観光・事業活動などでの来訪者や関係者、不在地主など、本市に何らかの関わりを持つ主体のすべてを対象とします。

## 第4節 計画の推進主体

---

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取組だけでなく、事業者の事業活動、市民の日常生活や市民団体などの活動における環境に配慮した取組の展開が必要です。

また、条例の前文において「我々は、安全で健全かつ快適・文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この良好な環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識し、市、事業者及び市民それぞれの公平な役割分担の下、その責務を果たし、協働して、環境を守り育てていかなければならない。」として、環境の保全に対して市民、事業者、市が協働して取り組むこととしていることから、本計画の推進主体を「市民」・「事業者」・「市」として、それぞれが密接に連携し協働することにより、計画の推進を図ります。

### 第4次宝塚市環境基本計画

環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち



市民・事業者・市が  
相互に連携、協働により推進

※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体を表します。

## 第2章 宝塚市の地域概況

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置・地勢

本市は、昭和29年（1954年）、川辺郡宝塚町と武庫郡良元村との合併により誕生し、さらに翌30年（1955年）に長尾村、西谷村を編入しました。また、本市は、兵庫県の南東部に位置し、南北に長く、武庫川を挟むように、市街地を形成している南部地域と農山村地域を形成している北部地域とに長尾山系で二分されています。南部地域では西宮市・伊丹市・川西市と、北部地域では神戸市・三田市・猪名川町とそれぞれ接しています。

南部地域は、北摂連山及び六甲山系の緑に囲まれ、その中央部には武庫川が流れ、北部地域は、周辺各地の開発が進む中で、今なお田園的風景を残しています。

このような立地条件、自然環境に加え、大都市への交通条件にも恵まれ、大都市近郊の良好な住宅都市としての性格を強めています。また一方、古くから歌劇・温泉の町として知られていますが、日本有数の植木産地や、中山寺・清荒神などの神社仏閣、畿内文化の幾多の遺跡にも恵まれ、園芸・観光・レクリエーション都市としての性格も有しています。

位置	東経 135 度 21 分 36 秒 北緯 34 度 47 分 58 秒
広ぼう	東西 12.8km 南北 21.1km
海拔	最高 591.0m 最低 18.1m
面積	101.89 km <sup>2</sup>



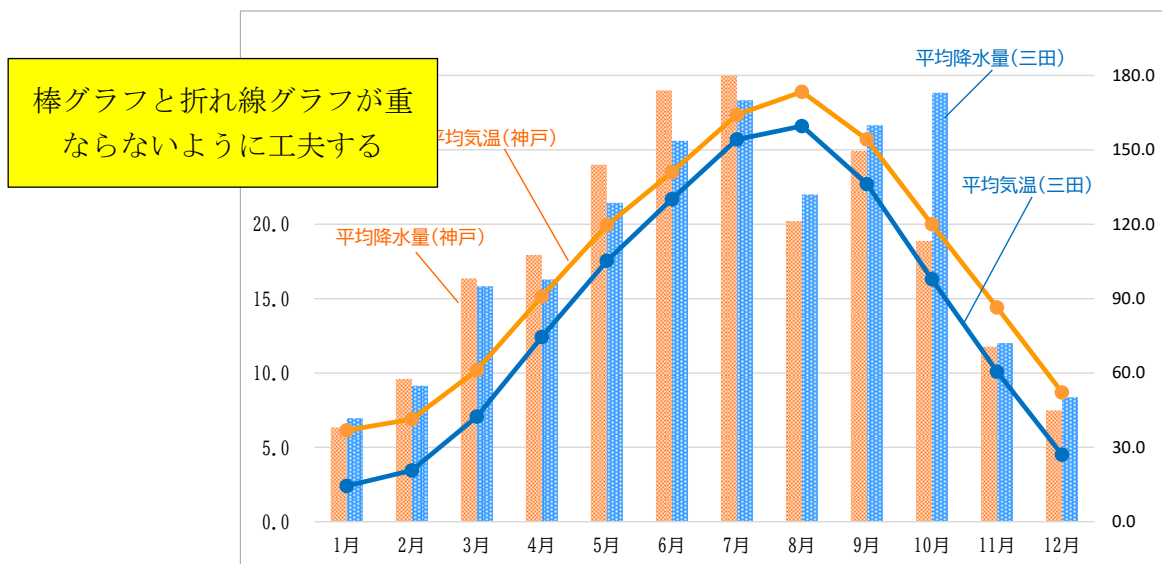
宝塚市の位置図

## 2 気候

本市の気候は、瀬戸内気候に属し、年間晴天日数は200日以上と一年を通じて比較的温和で穏やかな気候です。北部地域は、冬は南部地域より寒く、昼夜の気温差が大きい特徴があります。また、平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の気象データ※における月別平均気温みると、年間を通じて北部と南部では2～4度程度の差があります。年間降水量は南部と北部ともに1,300mm程度であり差はなく、6月、7月、10月の雨量が多くなっています。

※宝塚市の最寄りの神戸気象観測所と三田気象観測所の気象データを用いて各図を作成しています。

（宝塚市の南部地域は神戸、北部地域は三田の気象データを目安にしてください）

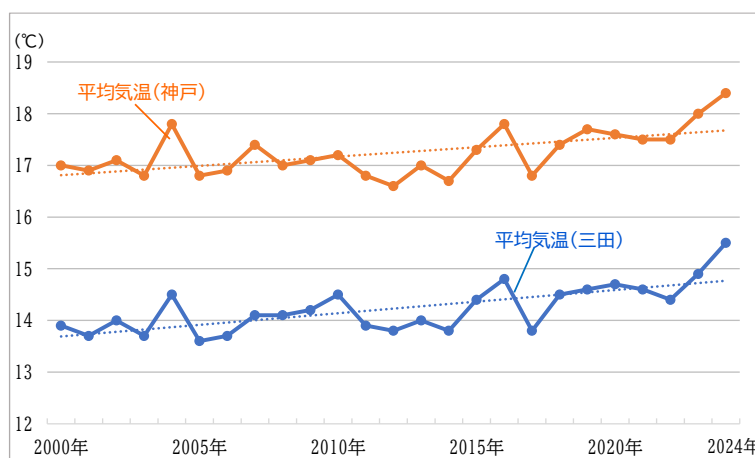


資料：気象庁 気象データ 神戸及び三田観測所

気温と降水量の月別平年値

平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の年平均気温の推移をみると、南部地域と北部地域いずれも平成12年（2000年）頃と比較すると、変動を繰り返しながら徐々に上昇しています。

気温の上昇や豪雨の増加など気候の変化は、農作物の収穫減少、生態系サービスの低下など、私たちの暮らしにも深刻な影響をもたらすことが危惧されています。



資料：気象庁 気象データ 神戸及び三田気象観測所  
年平均気温の推移

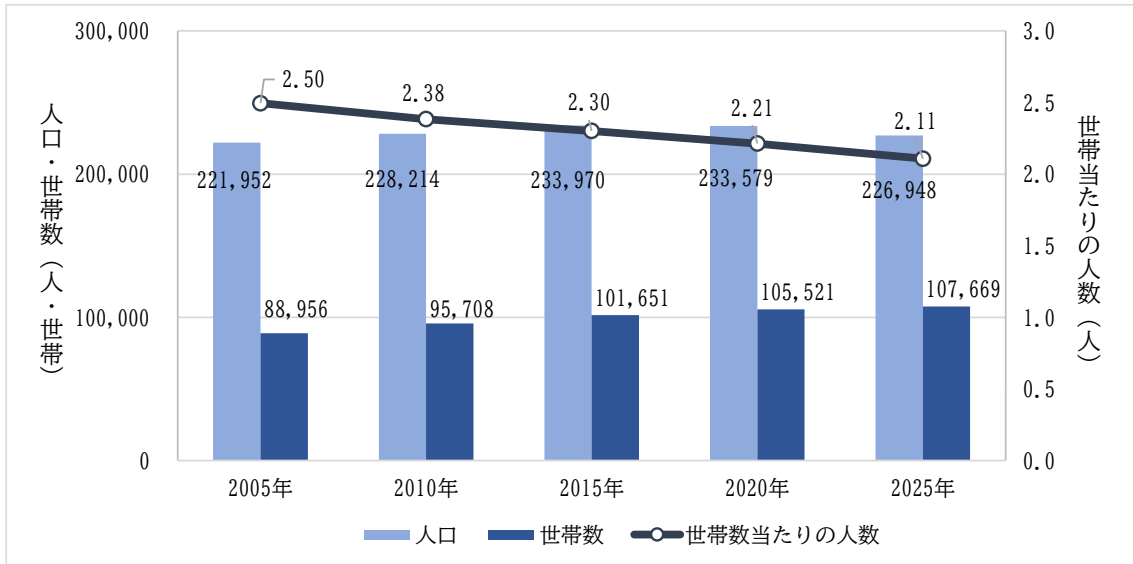
## 第2節 社会的条件

### 1 人口など

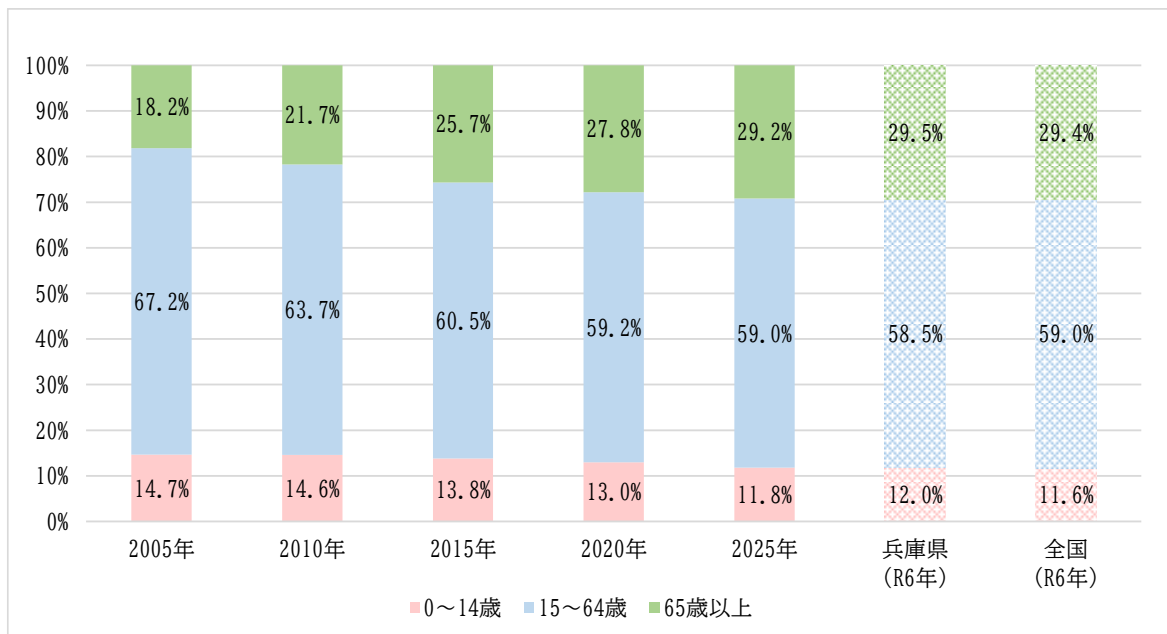
#### (1) 人口・世帯の推移

本市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。また、少子化や単身化する高齢世代の増加などにより世帯人員の数は低下傾向にあります。

年齢3区分構成の推移では、本市においても、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：宝塚市 統計 住民基本台帳法に基づく登録人口  
人口・世帯数の推移



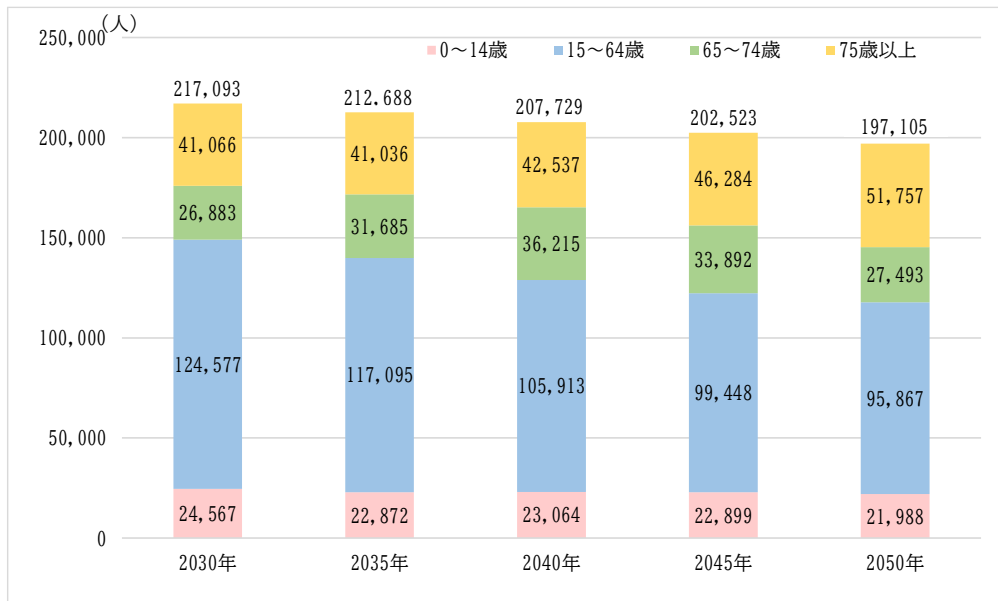
資料：宝塚市 統計 住民基本台帳法に基づく登録人口  
※小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳数字の計と合計数字が一致しないことがあります。  
年齢3区分構成比 県・国比較

## (2) 将来推計

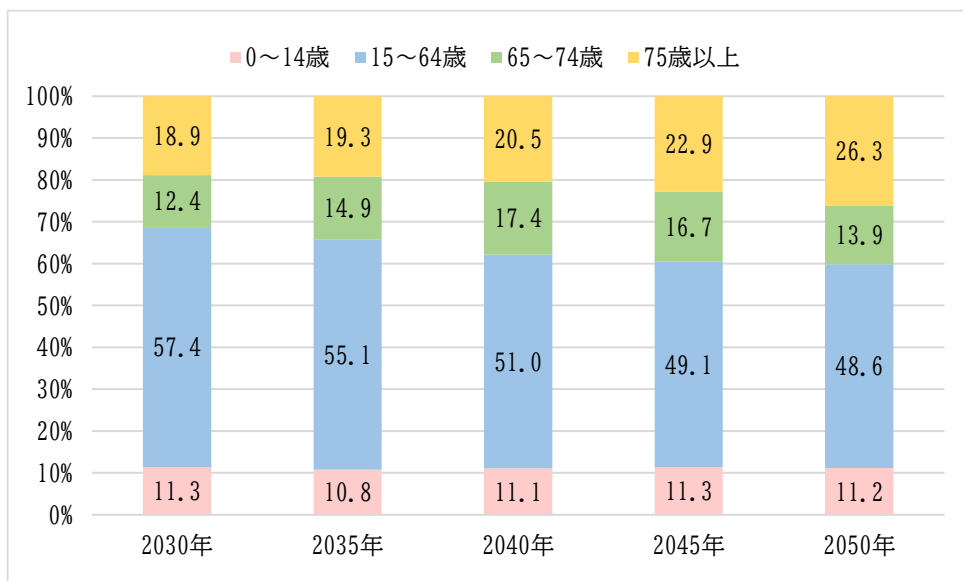
国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠推計（令和5年（2023年）推計）によると、令和12年（2030年）に21.7万人である本市の人口は、令和17年（2035年）には21.2万人、令和22年（2040年）には20.7万人まで減少すると予測されています。

年齢別の構成比では、引き続き少子・高齢化が進行していくと見込まれております。

14歳以下の比率は、令和12年（2030年）11.3%から令和22年（2040年）11.1%と0.2ポイント減少となるのに対して、65歳以上の比率は、同31.3%から37.9%に6.6ポイント増加すると予測されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」  
年齢3区分将来推計人口

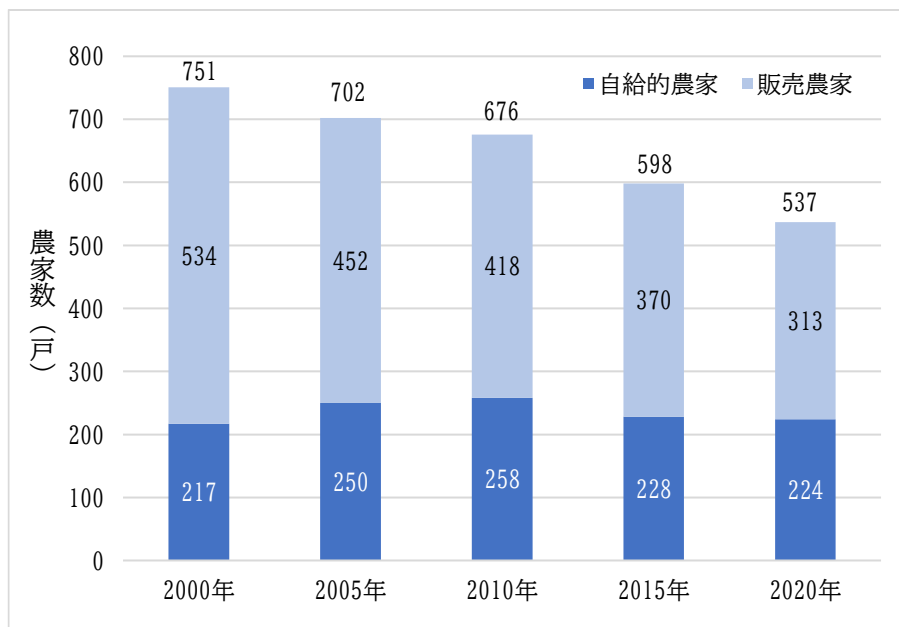


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」  
※小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳数字の計と合計数字が一致しないことがあります。  
年齢3区分構成比

## 2 産業

### (1) 農家数

本市の総農家数は、平成12年（2000年）の751戸から令和2年（2020年）537戸に大きく減少しています。



資料：宝塚市統計書

#### 農家数の推移

販売農家：経営耕作地面積が30a以上または年間農産物販売金額が50万円以上の農家  
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満で、かつ、年間農産物販売金額が50万円未満の農家

### (2) 森林面積

本市の令和5年（2023年）3月末日時点の森林の総面積は5,619haで、近年は微減傾向となっています。

#### 森林面積

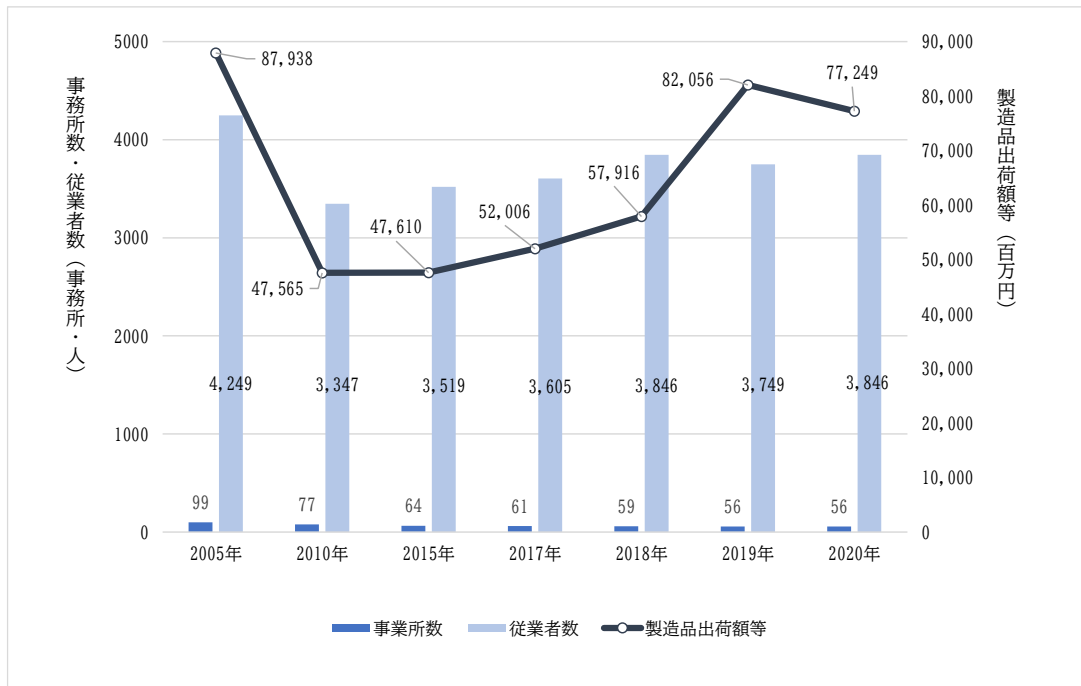
単位 ha

年	総面積	民有林							国有林
		計	立木地		竹林	無立木地		更新 困難地	
			人工林	天然林		伐採跡地	未立木地		
2005年	5,903	5,583	251	5,045	9	0	278	-	320
2010年	5,755	5,458	247	4,924	9	0	278	-	297
2015年	5,703	5,406	247	4,879	9	1	270	-	297
2020年	5,637	5,340	247	4,821	9	1	263	-	297
2021年	5,627	5,330	247	4,813	9	1	261	-	297
2022年	5,626	5,329	247	4,813	9	1	260	-	297
2023年	5,619	5,322	247	4,809	9	1	257	-	297

各年3月末日現在 資料：宝塚市統計書

### (3) 工業

製造品出荷額などの額は、平成22年(2010年)から令和元年(2019年)までは増加していましたが、令和2年(2020年)にやや減少しています。

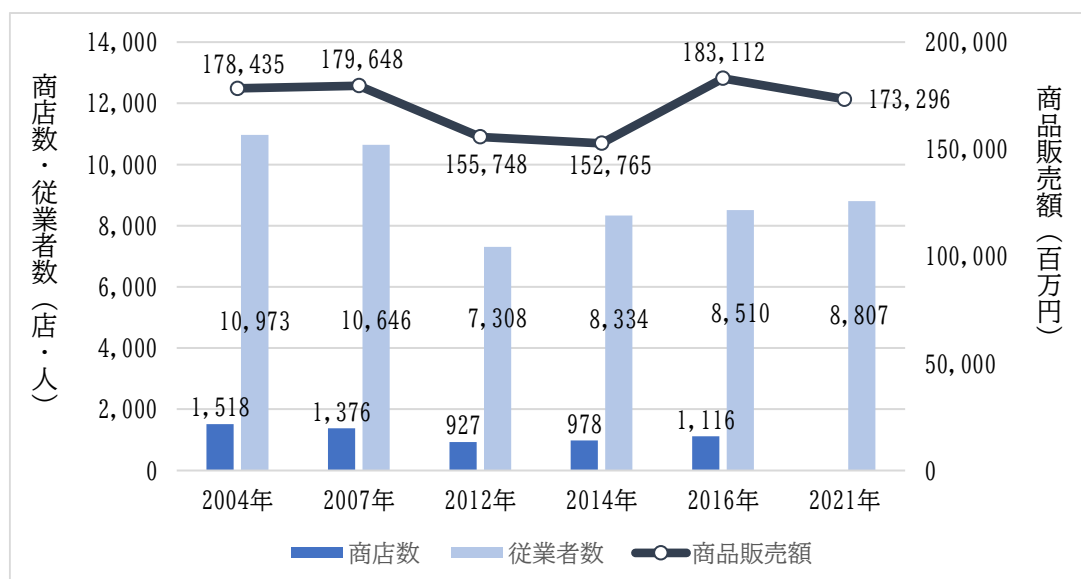


資料：宝塚市統計書

#### 工業の推移

### (4) 商業

本市の商業は、商店数、従業者数は平成16年(2004年)から平成24年(2012年)まで減少が続いていたものの、それ以降はやや回復傾向がみられます。商品販売額は、令和3年(2021年)の販売額は、平成16年(2004年)比で97.1%となっています。



資料：宝塚市統計書

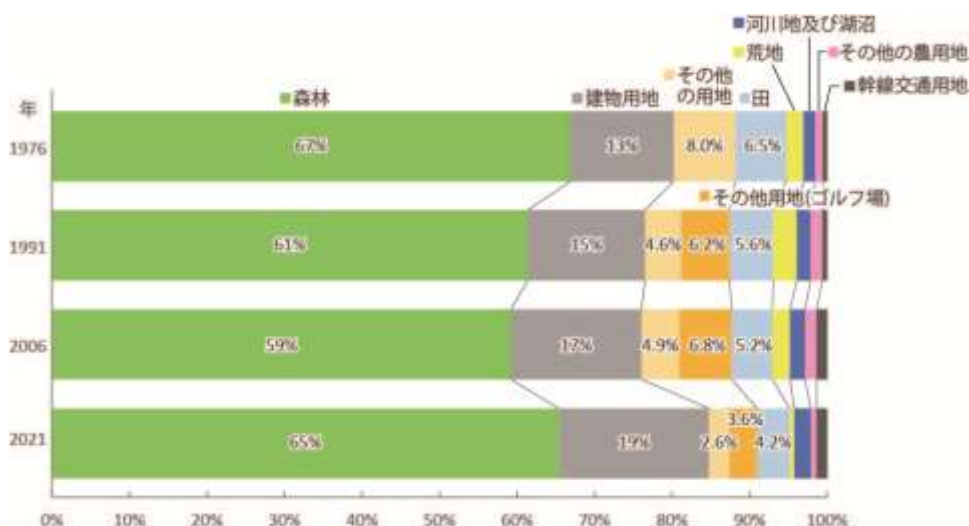
#### 商業(卸・小売業)の推移

### 3 土地利用

平成3年（1991年）～平成18年（2006年）は森林面積が減少し、ゴルフ場を含むその他の用地の割合が増加しています。その他の用地に区分される、人口造成地が大規模な住宅開発により広がっていたことが原因と考えられます。令和3年（2021年）には宅地やゴルフ場に植栽された樹木や、耕作放棄地の樹林化により、森林面積が回復したと考えられます。

令和3年（2021年）には、建物用地の割合が増加している一方で、田やその他の農用地、荒地の割合が減少しています。

なお、ここに示す土地利用は、衛星画像等を基に解析されたデータを使用しています。



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ  
土地利用の状況

### 4 都市公園

本市の令和5年度（2023年度）の都市公園の設置状況は、公園数331、面積は130.36haとなっています。

都市公園設置状況

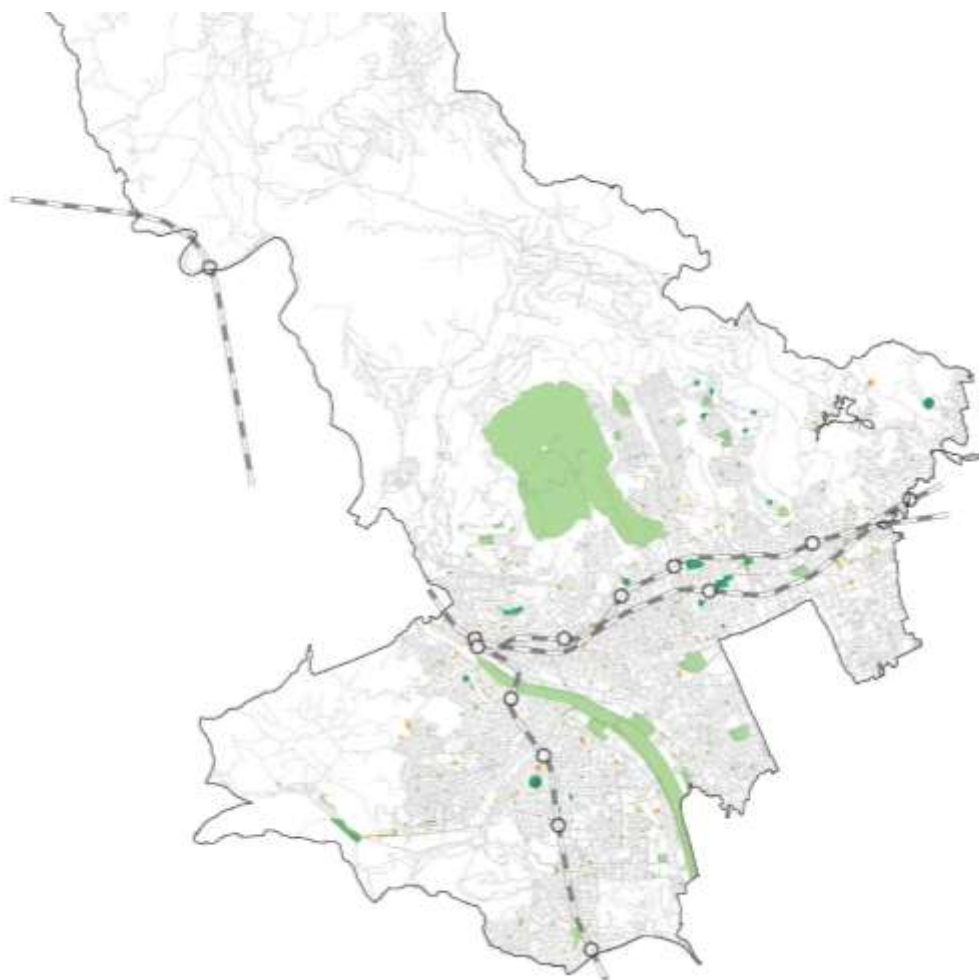
年度	総数	街区公園	運動公園	地区公園	近隣公園	風致公園	都市緑地
公園数(カ所)							
2019年度	327	307	1	3	9	1	6
2020年度	329	309	1	3	9	1	6
2021年度	329	309	1	3	9	1	6
2022年度	330	310	1	3	9	1	6
2023年度	331	311	1	3	9	1	6
面積(ha)							
2019年度	120.06	31.19	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2020年度	121.13	32.26	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2021年度	121.13	32.26	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2022年度	121.17	32.30	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2023年度	130.36	32.34	4.8	10.17	13.4	17.36	52.29

資料：宝塚市統計書

1人当たり公園面積

年 度	総 数 (ha)	人 口 (人)	1人当たり面積 (㎡)
2019年度	120.06	225,199	5.07
2020年度	121.13	225,025	5.10
2021年度	121.13	226,574	5.13
2022年度	121.17	225,239	5.14
2023年度	130.36	223,862	5.20

※人口：住民基本台帳人口、外国人登録含む（各年度末）



資料：たからづか都市計画マスタープラン

公園・緑地の整備状況

## 5 交通

### (1) 公共交通

本市は、都市としての成熟が進んだ南部と豊かな自然環境を有した北部地域により構成されています。市内の公共交通網は、主に都市間の輸送を担う鉄道3路線（JR福知山線、阪急宝塚線、同今津線）と、路線バスにより形成されています。

鉄道駅・バス停の利用圏域を見ると、南部の市街化区域では概ね駅から500m、バス停から300m以内の範囲に入っていますが、公共交通サービスの空白地域や改善が望まれる地区もいくつか見られます。北部地域ではバス停の利用圏域はバス路線の沿道に限られます。



交通ネットワーク図

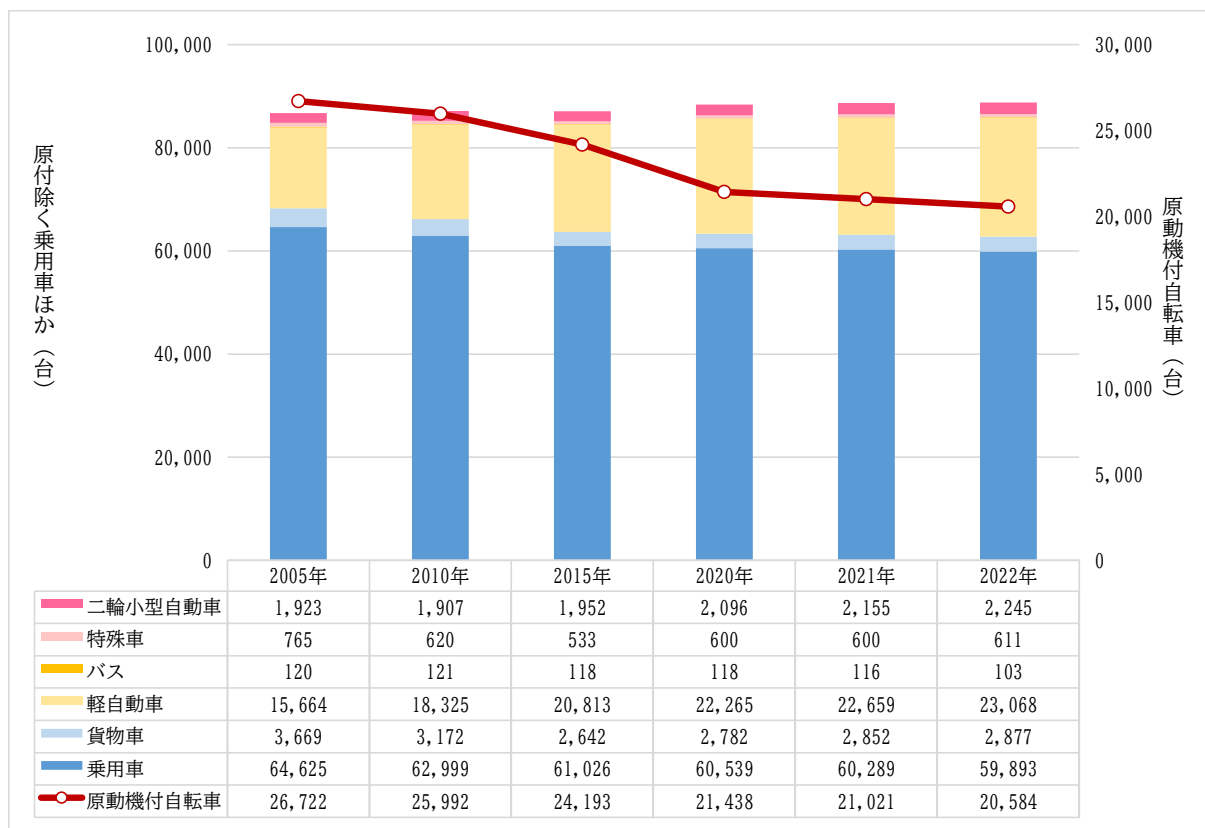


バス路線図

資料：たからづか都市計画マスタープラン

## (2) 自動車など保有台数

本市の車種別自動車など保有台数の推移は、軽自動車が増加傾向、原動機付自転車は減少傾向にあり、乗用車は近年微減傾向となっています。



資料：宝塚市統計書

※特殊車は、小型特殊を含む

自動車等保有台数の推移

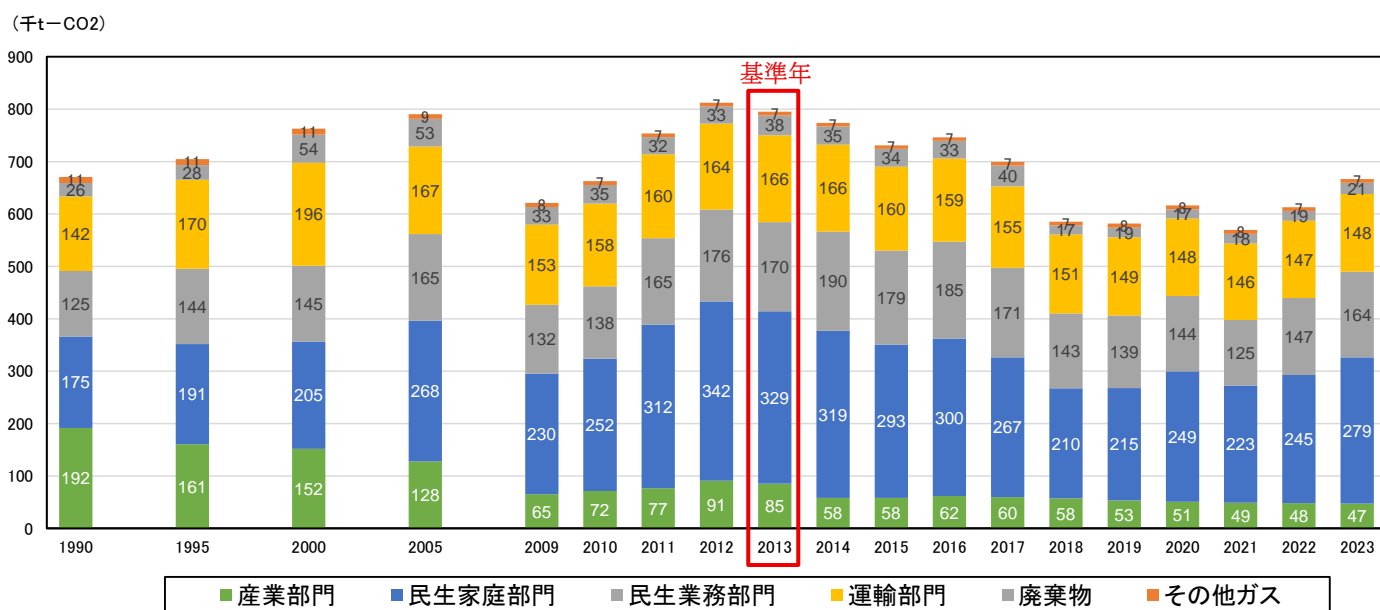
# 第3章 宝塚市の環境の現状

## 第1節 地球温暖化

### 1 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、平成2年度（1990年度）以降、リーマンショックによる経済の落ち込みの影響により一時減少したものの、増加傾向にあり、平成24年（2012年）にピークとなりました。しかし、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を契機に、以降、省エネ対策等による消費エネルギーの減少、再生可能エネルギー導入の拡大等による電力の低炭素化によって、温室効果ガス排出量は減少傾向となっています。ただし、近年では、エネルギー消費量は増加傾向となっており、また、電源における火力発電の割合の増加などにより、温室効果ガス排出量はやや増加傾向となっています。なお、今後、近年の猛暑の影響によるエネルギー消費量の増加も懸念されます。

温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門が減少傾向にあります。一方で、住宅都市である本市は民生家庭部門の割合が最も高く、次いでオフィスや商業施設、店舗などを含む民生業務部門となっています。

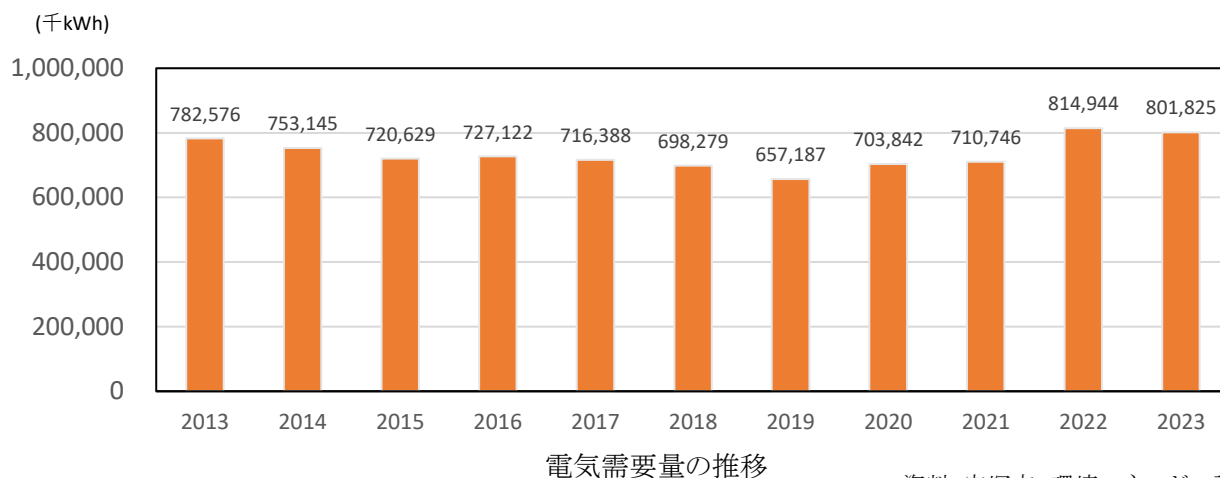


資料：宝塚市環境エネルギー課  
(2023年は速報値)

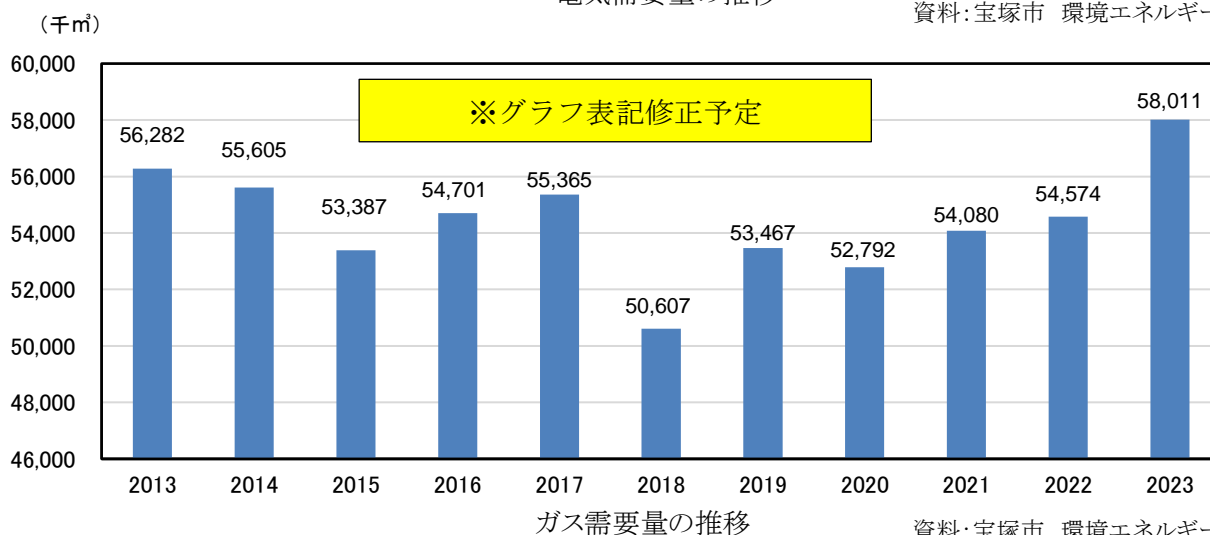
温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）の推移

## 2 エネルギー消費

本市におけるエネルギー消費（電気需要量、ガス需要量）の状況は次のとおりです。



資料:宝塚市 環境エネルギー課



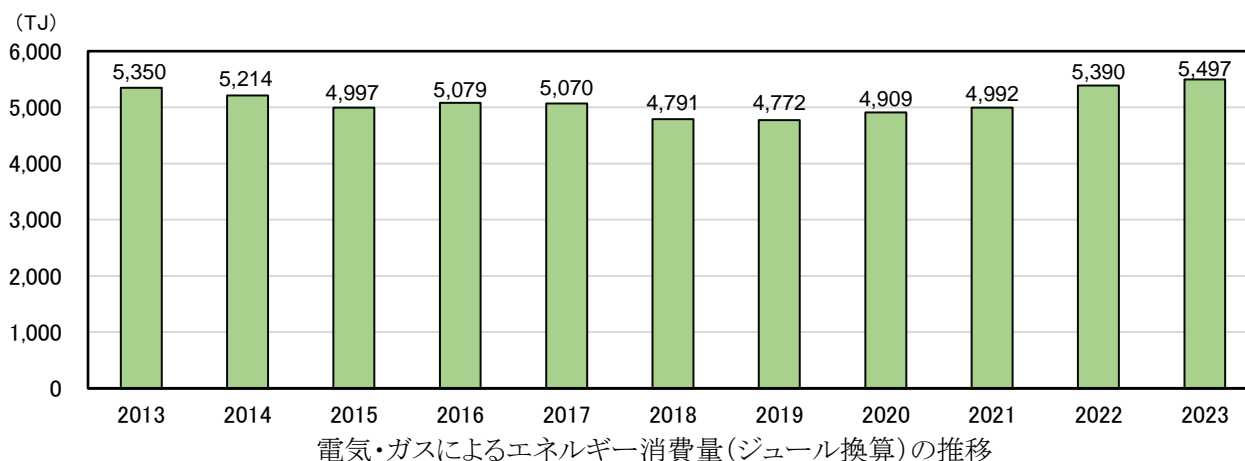
資料:宝塚市 環境エネルギー課

※ エネルギー消費量の単位として、一般的にジュール(J)を使用します。上記電気・ガスの需要量の単位をジュールに置き換えると、電気1kWhあたり3.6 MJ(メガジュール:ジュールの10の6乗倍)で、ガス1m<sup>3</sup>あたり45 MJとなります。

例えば、2023年度における電気、ガス需要量をジュール換算した場合の計算は以下の通りとなります。

$$(801,825 \text{ 千 kWh} \times 3.6) + (58,011 \text{ 千 m}^3 \times 45) = 5,497,065,000 \text{ MJ}$$

$$5,497,065,000 \text{ MJ} \div 1,000 = 5,497 \text{ TJ (テラジュール:メガジュールの10の6乗倍)}$$



### 3 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー固定買取制度の認証及び設備の導入件数・容量について、本市及び近隣市町の状況は下記のとおりです。

市町別導入件数【令和6年度(2024年度)末時点】

単位：件

	太陽光発電設備		水力発電設備	バイオマス発電設備		合計
	10kW未満	10kW以上	200kW未満	メタン発酵ガス	一般廃棄物・木質以外	
神戸市	26,850	2,440	6	4	2	29,302
尼崎市	6,337	590	0	0	2	6,929
西宮市	7,943	707	1	1	1	8,653
芦屋市	1,820	80	0	0	0	1,900
伊丹市	4,175	284	0	0	0	4,459
<b>宝塚市</b>	<b>5,839</b>	<b>422</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6,261</b>
川西市	5,113	312	0	0	1	5,426
三田市	4,465	524	1	0	0	4,990
猪名川町	1,306	141	0	0	0	1,447

資料：宝塚市 環境エネルギー課

市町別導入容量【令和6年度(2024年度)末時点】

単位：kW

	太陽光発電設備		水力発電設備	バイオマス発電設備		合計
	10kW未満	10kW以上	200kW未満	メタン発酵ガス	一般廃棄物・木質以外	
神戸市	111,204	221,008	170	2,589	35,240	370,211
尼崎市	24,522	32,633	0	0	16,700	73,856
西宮市	32,819	46,790	6	720	7,200	87,535
芦屋市	7,764	1,281	0	0	0	9,045
伊丹市	17,085	6,568	0	0	0	23,652
<b>宝塚市</b>	<b>25,006</b>	<b>10,191</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>35,196</b>
川西市	22,080	13,135	0	0	5,000	40,215
三田市	17,825	144,765	199	0	0	162,788
猪名川町	5,135	8,363	0	0	0	13,499

※端数処理により合計が合わない場合があります。

資料：宝塚市 環境エネルギー課

#### ◇ 参考 市町域面積、世帯数、人口

	面積 (k㎡)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
神戸市	557.03	775,015	1,494,661
尼崎市	50.71	242,851	457,237
西宮市	99.96	228,970	481,134
芦屋市	18.47	45,393	94,273
伊丹市	25	93,587	200,641
<b>宝塚市</b>	<b>101.8</b>	<b>107,037</b>	<b>228,308</b>
川西市	53.44	71,616	153,510
三田市	210.32	47,166	106,691
猪名川町	90.33	12,480	28,865

資料：兵庫県推計人口

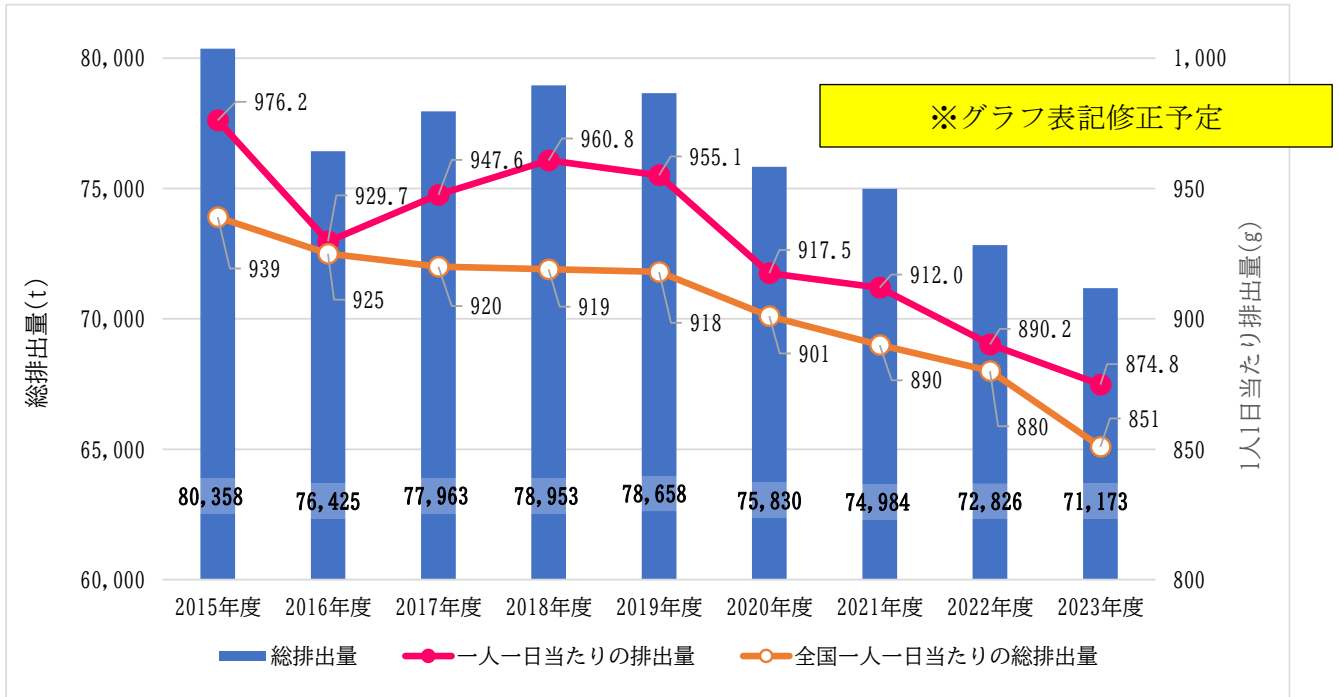
令和6年(2024年)4月現在

## 第2節 循環型社会

### 1 ごみ処理

#### (1) ごみ排出量

本市の一般廃棄物の排出量は以下のとおりです。平成29年度（2019年度）に排出量が増加したのはコロナ渦にあって消費生活の変化が影響しています。宝塚市の一人一日当たりのごみの排出量は全国平均とほぼ同程度で、微減傾向にあります。

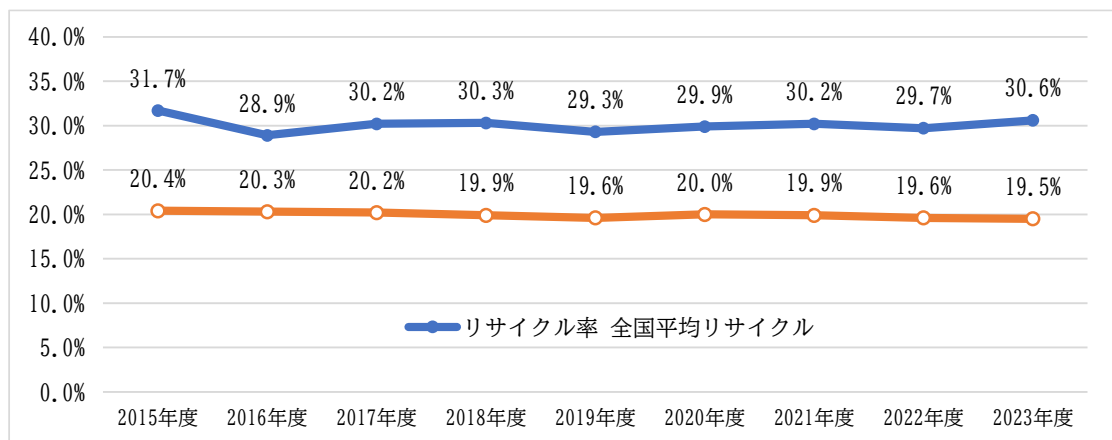


資料：環境省一般廃棄物処理実態調査  
宝塚市一般廃棄物処理基本計画

総排出量と一人一日当たり排出量の推移

#### (2) リサイクル率

本市の、ごみのリサイクル率は、ほぼ横ばいの状況であり、全国の平均リサイクル率を上回って推移しています。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査

リサイクル率の推移

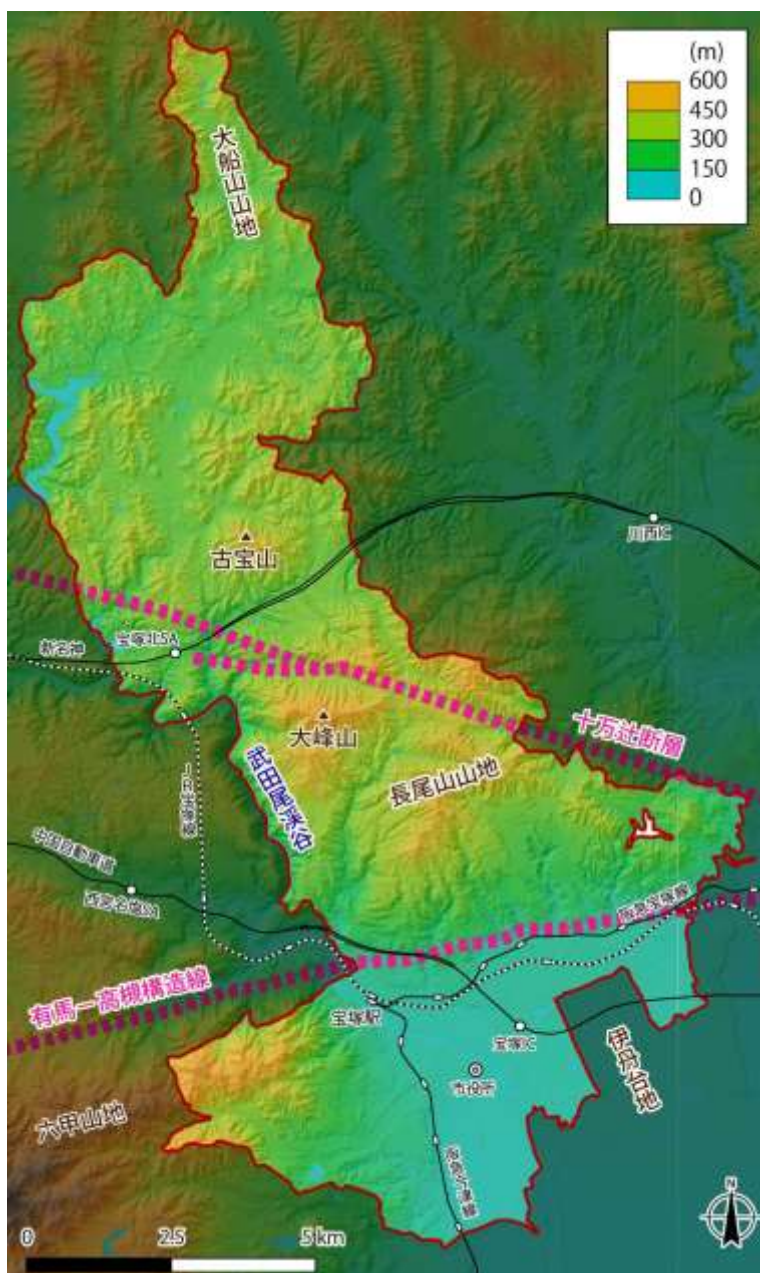
### 第3節 自然環境

#### 1 地形・地質

市街地が広がる南部の平野部から丘陵地、山地が連続しており、標高はおおよそ 20m から 600m の間にあります。地形は、南東部の丘陵地、台地、低地とその他の地域の山地に大別されます。山地は、北部では大峰山（552m）を最高に、標高 300m 以上の大船山山地などが連なり、南西部には標高 300m 以上の六甲山地、有馬－高槻構造線の北側には長尾山山地が広がります。このような多様な地形が、生物多様性の基盤になっていると考えられます。

市域の大部分の地質は火山岩の一種である流紋岩類、南部の六甲山地は花崗岩地質より構成され、伊丹台地や六甲山南東麓台地は、段丘堆積層、武庫低地は沖積層から構成されています。

宝塚市から神戸市、西宮市に延びる武庫川峡谷（武田尾峡谷）は「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2011（地形）」において先行河川、貫入蛇行としてBランク（Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県の価値に相当するもの）に区分される県下でも貴重な地形です。また、市街部を東西に走る有馬-高槻構造線と、玉瀬南方 1km 付近に延びる十万辻断層の大きな二つの断層があります。このうち、十万辻断層は「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドリスト 2011（地質）」のBランクに区分される県下でも貴重な地質です。



## 2 河川・ため池

宝塚市内の河川は40程度に区別されます。市内を流れる河川の多くは武庫川に合流しますが、東側の一部は猪名川水系に属しています。一般的な河川は上流ほど急勾配になる傾向がありますが、武庫川の中流部に位置する武田尾溪谷が最も急勾配になっています。武庫川は市民の憩いの場であると共に、カモ類等の水鳥や水生生物などの生息地としても重要です。また、河川はヒートアイランド現象の緩和にも寄与しています。

ため池は市内全域に点在しており、市街化が進んでいる南部地域にも希少な水生植物が生育しているため池がみられるなど、動植物の生息・生育地として貴重な存在です。また、ため池は農業用水の供給以外に、雨水の貯留による下流の洪水調節機能や、地域の憩いの場の提供など多面的な機能や役割を有しています。

## 3 植物・植生

市域の約65%を森林が占めており、さらに森林の約89%が一度伐採された後に、自然に再生した森林である「二次林」になっています。「二次林」の代表的な植生は一般的に里山と呼ばれるコナラアベマキ群集です。

「自然林」は新名神の宝塚北SA周辺に点在しているアカマツ群落、切畑の武庫川沿いでみられるアラカシ群落、清荒神清澄寺や満願寺などに分布するコジイカナメモチ群集と塩尾寺に残存するウラジロガシサカキ群集が残っていますが、いずれも小面積で孤立しています。

宝塚市を代表する貴重な植生としては、武庫川峡谷の溪流辺植生、西谷地区の農耕地に点在するため池の植生があげられます。土壌の発達の悪い流紋岩類からなる北摂山地の谷や斜面には湿原が点在しており、丸山湿原や松尾湿原など県を代表する湿原が見られます。

武庫川峡谷には、県下最大規模のサツキ（兵庫県版レッドリスト A ランク）やアオヤギバナ（A ランク）の自生地があり、溪谷斜面にはヨコグラノキ（B ランク）、キヨスミギボウシ（C ランク）、ヒメウラジロ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類（VU）、A ランク）、ルリミノキ（A ランク）など希少な植物が数多く見られる貴重な場所となっています。



湿原には、兵庫県の天然記念物に指定されている丸山湿原や、市の天然記念物である松尾湿原などがあり、湿原を代表する植物で、絶滅が危惧されているサギソウ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）、トキソウ（準絶滅危惧〈NT〉、Cランク）をはじめ、サワオトギリやウメバチソウ、食虫植物のモウセンゴケやイシモチソウ（NT、Cランク）など、他の環境ではみられない植物が多数生育しています。

#### 4 動物

本市の動物の分布状態は、北部地域の山地を中心に多様な生物が生息していますが、南部の市街地では外来種が入り、生態系に影響が出ています。

ほ乳類はニホンイノシシ、キツネ、タヌキ、ニホンイタチやネズミ類、コウモリ類が、鳥類は食物連鎖の上位種となる、ハチクマ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）、サシバ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）やオオタカ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）などが確認されています。

爬虫類では夜行性のタカチホヘビ（Cランク）、シロマダラ（Cランク）、ヒバカリ（要注目）も確認されています。

両生類は北部地域を中心にカジカガエル（Cランク）、ヒメタゴガエル（Cランク）、モリアオガエル（Bランク）、セトウチサンショウウオ（Bランク）などが、さらには国指定特別天然記念物のオオサンショウウオ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）が生息しています。

魚類では北部のため池にミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、要注目）、谷筋にはナガレホトケドジョウ（絶滅危惧ⅠB類〈EN〉、要調査）など近年個体数及び生息地が全国的に減少している種も健在です。

陸産貝類では、オオコウラナメクジ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）、ケハダビロウドマイマイ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）などが北部で見つかっており、昆虫類は、ヒメタイコウチ（Aランク）、ギフチョウ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）、オオムラサキ（準絶滅危惧〈NT〉、Cランク）、ミヤマアカネ（要調査）、ハッチョウトンボ（Bランク）、ヘイケボタル（要注目）、ヒメボタル（要注目）などが確認されています。

近年は外来種の移入、侵入による生態系への影響が危ぶまれています。特に特定外来生物に指定されているアライグマは生息数が増加傾向にあり、農作物への被害だけでなく、家屋への侵入および糞尿被害、アライグマ回虫症等を媒介する恐れがあるなど健康被害や、捕食による生態系への影響が懸念されています。

また、2023年に近隣市との境界付近で発見された、特定外来生物の昆虫類のクビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に幼虫が寄生して内部を食い荒らし、枯死させます。繁殖力が極めて高く、樹木内から脱出した成虫により、短期間で他の樹木に広がります。発生すれば桜並木や果樹の広範囲に被害が及ぶこともあるため、早期に発見・処置し、拡散・定着させないようにすることが重要です。

なお、在来種のニホンジカの分布域が県南部にまで拡大し、本市の北部地域では農業被害や下層植生の衰退や土壌侵食といった生態系への深刻な影響を引き起こしています。特に六甲山系の花崗岩はもろく崩れやすいうえ、山地と市街地が近接しているため土砂災害の潜在的危険性が高い地域です。下層植生が衰退し表土が流出すると土砂災害のリスクが高くなってしまいます。

## 5 生態系

本市では希少種を含む多様な生物が生息する環境に恵まれ、池沼、湿原、河川、森林、田畑など、多様な生物の生存環境が分布しています。これらの重要な生態系の現状を評価し、平成12年（2000年）に「宝塚市生態系レッドデータブック」を策定しました。

その後、市内の生物相や貴重な自然環境に係る情報を追加、反映し、重要な生態系の見直しを行い、平成24年（2012年）に「宝塚市生態系レッドデータブック2012」として改定版を発行しました。生態系レッドデータブックにおいては、最も小さな生態系の単位をスポットとし、ため池、社寺林（社寺林でない照葉樹林を含む）、河川（ヤナギ林やエノキ林などの森林も含む）、孤立二次林（アカマツ林やコナラ林など）、湿原、放棄水田、岩角地、六甲山地など合計129カ所を選定しています。また、いくつかのスポットの集合地区をエリアとして13箇所、エリアの集合地域をゾーンとして9箇所を選定しています。

詳細は「宝塚市生態系レッドデータブック」または「第2次生物多様性たからづか戦略」をご覧ください。

重要な小生態系（スポット）の概要

種類	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	ランク外	合計
① ため池	4	14	28	7	1	5	59
② 社寺林	1	6	18	3	-	-	28
③ 河川	2	6	9	1	-	-	18
④ 孤立二次林	-	2	5	3	-	1	11
⑤ 湿原	2	4	2	-	-	-	8
⑥ 放棄水田	-	-	-	1	-	1	2
⑦ 岩角地	-	-	2	-	-	-	2
⑧ 六甲山地	-	1	-	-	-	-	1
計	9	33	64	15	1	7	129

重要な生態系の評価（ランク区分）の項目は、植生、植物、動物、地形、風景の5項目に対して、以下の基準で評価点を与えています。

### 【評価点の基本的な考え方】

3点：市レベル以上で評価される場合

2点：地域レベルで評価される場合（地域とは、本戦略の地域区分）

1点：上記以外

各項目における評価の基準

評価項目	得点	評価の基準
植生	3	市レベル以上で貴重な群落が成立している箇所。あるいは立地環境や人の利用に応じた多様な植生が合わさって成立している箇所。
	2	地域内で重要と見なされる群落が成立している箇所。
	1	上記以外
植物	3	市レベル以上で貴重な植物の分布する箇所。あるいは種の多様性の高い環境。
	2	地域内では珍しい植物の分布する箇所。
	1	上記以外

動物	3	市レベル以上で貴重な動物の分布する箇所。あるいは種の多様性の高い環境。
	2	地域内では珍しい、あるいは地域を代表する多様な動物の生息が可能な環境。
	1	上記以外
地形	3	市レベル以上で重要な、あるいは学術的に珍しい地形。
	2	地域内では珍しい、あるいは地域を代表する地形。
	1	上記以外
風景	3	市全域の住民の思い出のある自然環境。
	2	地域住民などからの思い出のある自然環境。
	1	上記以外

出典：宝塚市生態系レッドデータブック 2012

各ランク区分については以下の基準で4ランクに区分し評価しています。

Aランク：県や宝塚市レベルで重要な生態系。合計得点が12～15点

Bランク：市内の生態系を維持する上で核となる重要な生態系。合計得点が10, 11点

Cランク：地域内で重要な生態系。合計得点が7～9点

Dランク：地域内で重要な生態系。合計得点が5～6点

情報不足：地域内で重要と思われる生態系。現地踏査による確認ができていないなど詳細な情報が不足している生態系。

ランク外：現在、重要な生態系であると評価できない生態系。合計得点が5～6点。かつ現況が「消失」。

## 6 自然環境の保全に係る区域などの指定状況

本市では、以下の法令により、自然環境の保全に係る区域などが指定されています。

自然環境の保全に係る区域などの指定状況

保全地域	面積 (㎡)	根拠となる法令等	役割
武庫川 二級河川 水質基準 B 類型		環境基本法、水質汚濁に係る環境基準について	公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件により、人の健康を保護し、生活環境の保全を図る。
自然共生サイト	6,700	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律	ネイチャーポジティブの実現を目指し、「30by30」の目標達成を図る。
瀬戸内海国立公園 第2種特別地域	2,676,516	自然公園法	各種行為の制限規制により、自然の風景地を保護する。
近郊緑地保全区域	37,878,806	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。
近郊緑地特別保全地区	2,728,240		
特別緑地保全地区	2,901,000	都市緑地法	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。
保安林	9,536,558	森林法	伐採や開発行為、用地転用などを規制することで、森林の持つ公益的な機能を保全する。
鳥獣保護区	106,411	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	狩猟の適正化と鳥獣の保護を図る。
環境緑地保全地域	12,000	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	建築物及びその敷地の緑化について規則を設け、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するとともに、ヒートアイランド現象を緩和する。

本市の天然記念物

名称	指定区分	指定年月日
オオサンショウウオ (波豆川他)	国 特別天然記念物	昭和 27 年(1952 年) 3 月 29 日
カヤ(下佐曾利)	市 天然記念物	昭和 48 年(1973 年) 3 月 30 日
素盞鳴命神社社叢(大原野)	市 天然記念物	昭和 48 年(1973 年)11 月 3 日
売布神社社叢(売布)	市 天然記念物	昭和 51 年(1976 年) 3 月 30 日
清荒神清澄寺自然林(清荒神)	市 天然記念物	昭和 51 年(1976 年) 3 月 30 日
イチョウ(清荒神清澄寺)	市 天然記念物	昭和 51 年(1976 年) 3 月 30 日
センダン(中筋墓地内)	市 天然記念物	昭和 51 年(1976 年)11 月 15 日
松尾湿原(大原野)	市 天然記念物	昭和 53 年(1978 年) 3 月 20 日
タラヨウ(大原野・阿弥陀寺)	市 天然記念物	昭和 54 年(1979 年) 3 月 6 日
満願寺自然林(切畑字長尾山)	市 天然記念物	昭和 56 年(1981 年) 3 月 6 日
丸山湿原(玉瀬)	県 天然記念物	平成 27 年(2015 年) 3 月 10 日

## 第4節 大気環境

本市では、大気の状態を「高司中学校局（令和元年（2019年）9月17日までは「よりあいひろば」（一般環境大気測定局）」「栄町測定局（自動車排出ガス測定局）」に設置する大気環境常時監視測定局で監視しており、国が定める大気汚染に係る11物質のうち、硫黄酸化物（二酸化硫黄）、窒素酸化物（二酸化窒素）、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質の6物質について観測を実施しています。

令和6年度（2024年度）における本市の大気の状態は、上記6物質のうち、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質については、環境基準を達成していませんが、その他の4物質については、環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、全国での環境基準達成率が0～0.1%程度で推移し、極めて低い水準となっています。浮遊粒子状物質は、黄砂の影響で一時的に濃度が上昇したことが原因で、人為的な大気汚染ではないことが確認できました。

### 大気環境常時監視測定局

高司中学校局*1	高司2丁目3-1	一般環境大気測定局
よりあいひろば*2	小林3丁目5-22	一般環境大気測定局
栄町測定局	栄町1丁目16-2	自動車排出ガス測定局

\*1 令和元年（2019年）9月19日から測定開始      \*2 令和元年（2019年）9月17日まで測定

### ●環境基準とは

大気汚染などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めたものです。

環境基準を達成しているか否かの評価方法として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については短期的評価(\*1)と長期的評価(\*2)の2通りが、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

(\*1) 短期的評価：1年間で得られたすべての1時間値、1日平均値あるいは8時間平均値が、環境庁（現環境省）告示で定められている環境基準を満足しているか否かを判定する評価方法です。従って、1回でも環境基準値を超過していると、短期的評価に不適合と評価されます。

(\*2) 長期的評価：二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）及び一酸化炭素（CO）の3物質について、1年間の測定結果が環境基準に適合したか否かを判断する際に用いられる評価方法です。環境基準値を超過した日が7日以内なら適合となります。ただし、「2日連続」の環境基準値超過があった場合は、不適合と評価されます。

微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）については短期基準(\*3)と長期基準(\*4)の2つが定められており、両者の基準を達成しているか否かによって評価を行いません。

(\*3) 短期基準：測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して評価するための基準です。

(\*4) 長期基準：測定結果の1年平均値により評価するための基準です。

## 1 硫黄酸化物 (SO<sub>2</sub>)

### 【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

### 【環境基準の評価方法】

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

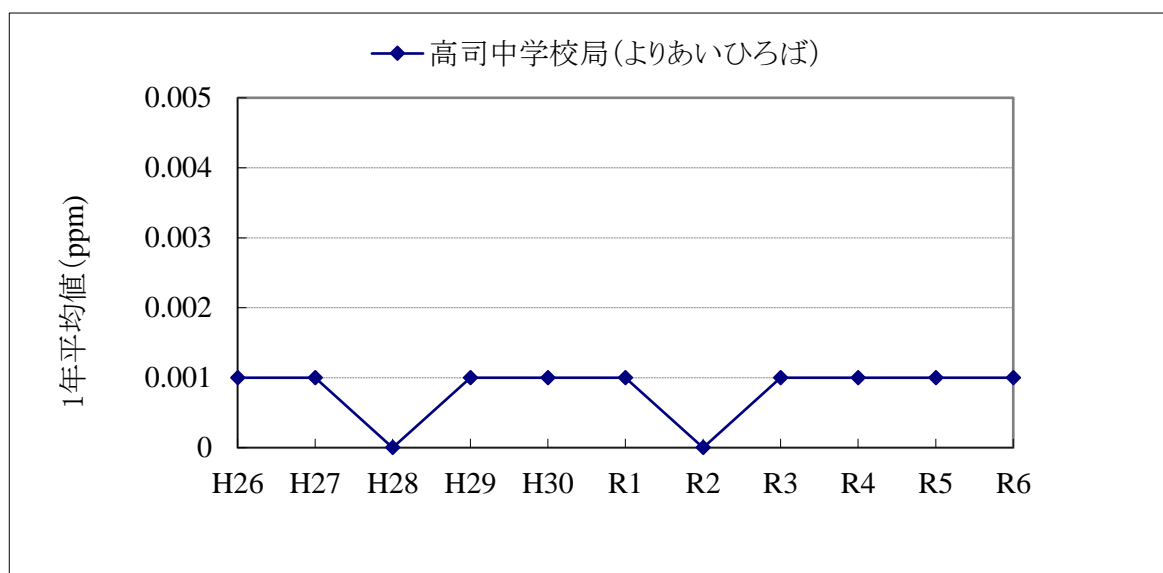
長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあるものを除外した後の最大値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.04ppmを越える日が2日以上連続しないこと。

### 【硫黄酸化物の測定結果及び評価】（令和6年度（2024年度））

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
高司中学校局	短期的	1日平均値	0.04ppm以下	0.003ppm (最大値)	○
		1時間値	0.1ppm以下	0.015ppm (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	0.04ppm以下	0.002ppm	○
		2日以上連続して1日平均値が0.04ppmを超過したことの有無		無	
	1年平均値		—	0.001ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

二酸化硫黄の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

## 2 窒素酸化物（二酸化窒素）

### 【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

### 【環境基準の評価方法】

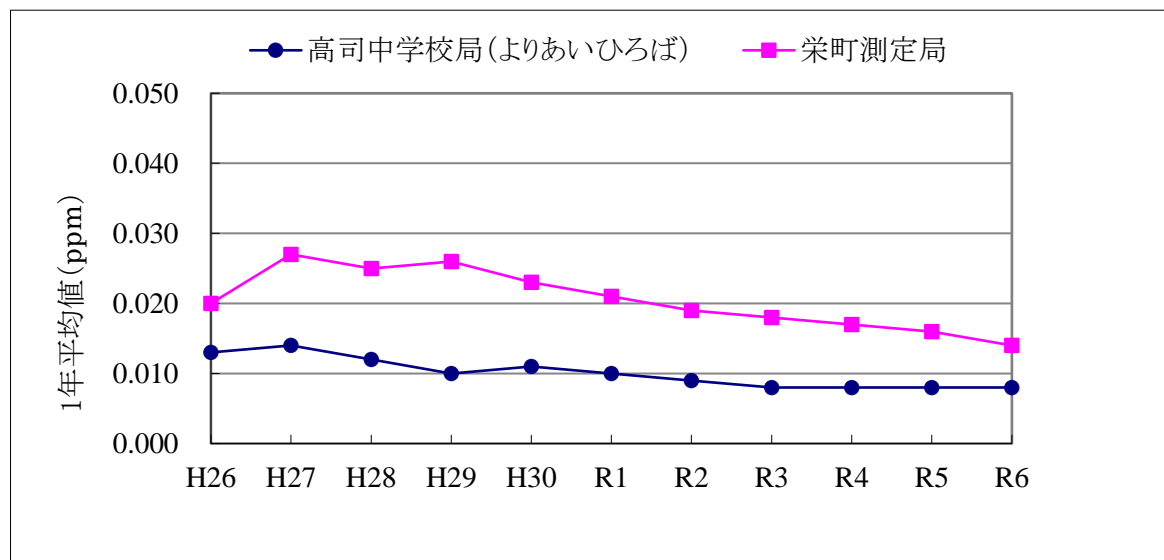
年間の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値の98%値が0.06ppm以下であること。

### 【窒素酸化物の測定結果及び評価】（令和6年度（2024年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	1日平均値の年間98%値	0.06ppm以下	0.019ppm	○
	(参考) 1日平均値が0.06ppm以上の日数	—	0日	—
	1年平均値	—	0.008ppm	—
栄町局	1日平均値の年間98%値	0.06ppm以下	0.027ppm	○
	(参考) 1日平均値が0.06ppm以上の日数	—	0日	—
	1年平均値	—	0.014ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

二酸化窒素の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

### 3 光化学オキシダント (Ox)

#### 【環境基準】

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

#### 【環境基準の評価方法】

1時間値が 0.06ppm 以下であること。

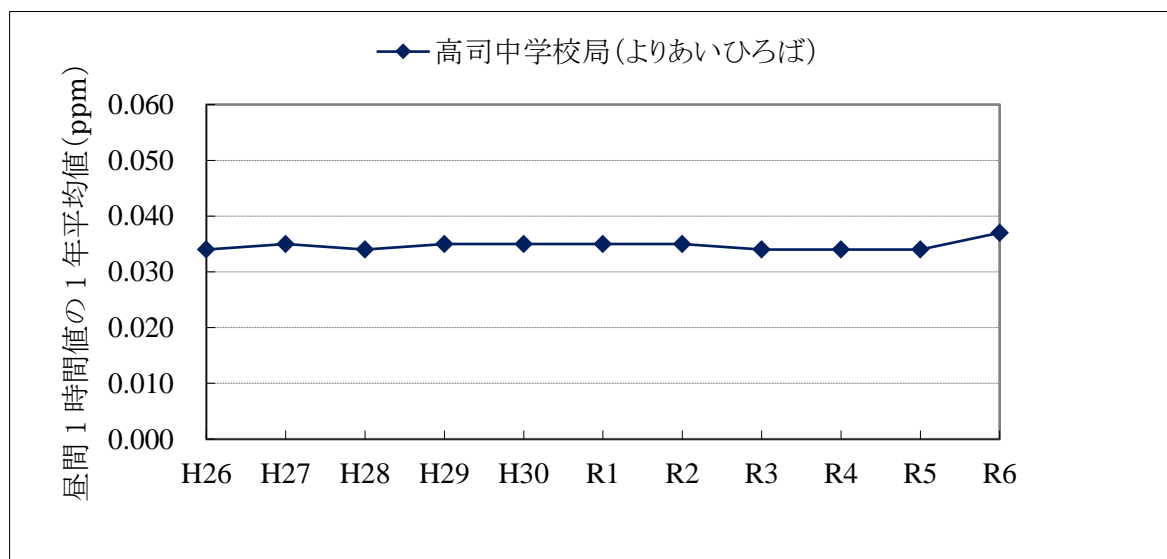
#### 【光化学オキシダントの測定結果及び評価】(令和6年度(2024年度))

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	1時間値	0.06ppm 以下	0.101ppm (最大値)	×
	*昼間の1時間値の1年平均値	—	0.037ppm	—

\*昼間とは午前5時から午後8時までの時間帯

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

光化学オキシダント濃度の経年変化(昼間1時間値の年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

#### 4 浮遊粒子状物質 (SPM)

##### 【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

##### 【環境基準の評価方法】

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

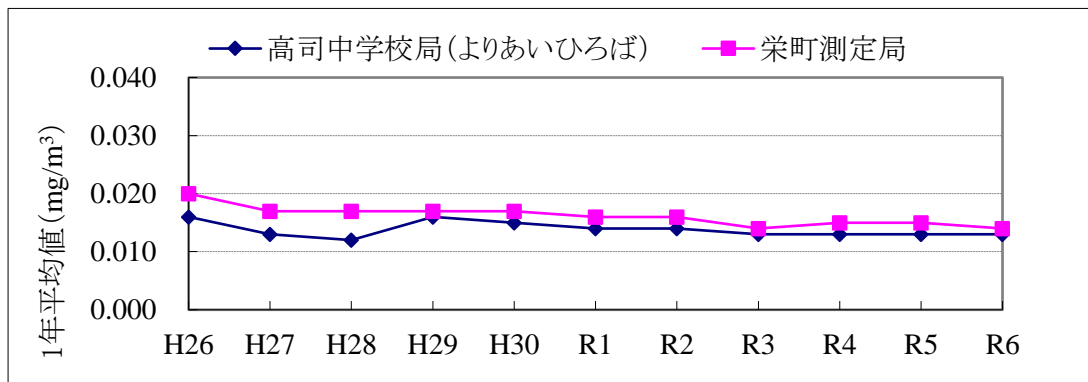
長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあるものを除外した後の最高値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を越える日が2日以上連続しないこと。

##### 【浮遊粒子状物質の測定結果及び評価】(令和6年度(2024年度))

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
高司中学校	短期的	1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0.103mg/m <sup>3</sup> (最大値)	×
		1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	0.130mg/m <sup>3</sup> (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0.032mg/m <sup>3</sup>	○
		2日以上連続して1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超過したことの有無		無	
	1年平均値		—	0.013mg/m <sup>3</sup>	—
栄町測定局	短期的	1日平均値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0.099mg/m <sup>3</sup> (最大値)	○
		1時間値	0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	0.127mg/m <sup>3</sup> (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	0.034mg/m <sup>3</sup>	○
		2日以上連続して1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超過したことの有無		無	
	1年平均値		—	0.014mg/m <sup>3</sup>	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

浮遊粒子状物質の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

## 5 一酸化炭素 (CO)

### 【環境基準】

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。8時間平均値とは、1日を3つの時間帯(0時～8時、8時～16時、16時～24時)に区分した場合のそれぞれの平均値をいう。

### 【環境基準の評価方法】

短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

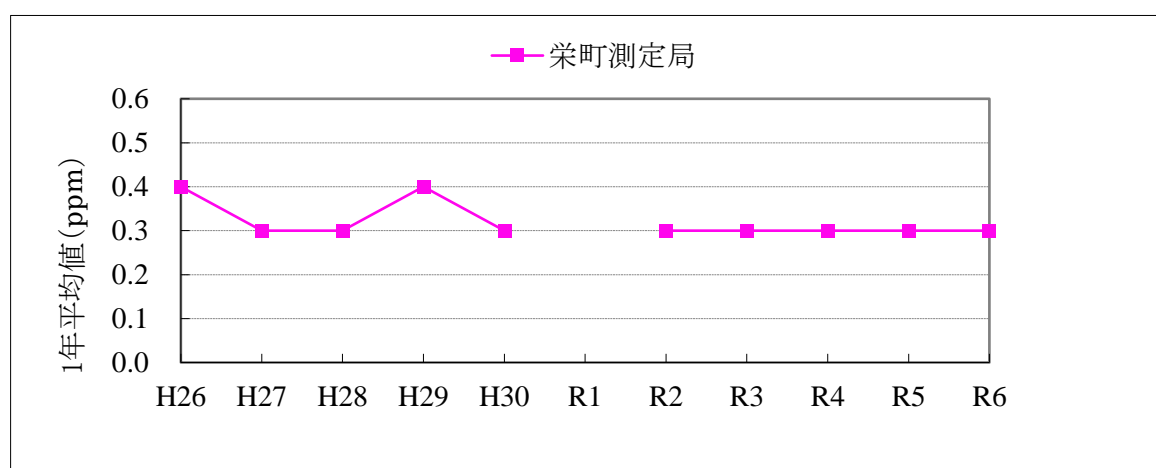
長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあるものを除外した後の最高値の2%除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が10ppmを越える日が2日以上連続しないこと。

### 【一酸化炭素の測定結果及び評価】(令和6年度(2024年度))

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
栄町測定局	短期的	1日平均値	10ppm以下	0.6ppm (最大値)	○
		1時間値	20ppm以下 (8時間平均値)	0.8ppm (最大値)	
	長期的	1日平均値の2%除外値	10ppm以下	0.4ppm	○
		2日以上連続して1日平均値が10ppmを超過したことの有無		無	
	1年平均値		—	0.3ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

一酸化炭素の経年変化(1年平均値)



\* 令和元年度は有効測定時間(6,000時間/年)の不足により、1年平均値は算出不可

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

## 6 微小粒子状物質（PM2.5）

### 【環境基準】

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

### 【環境基準の評価方法】

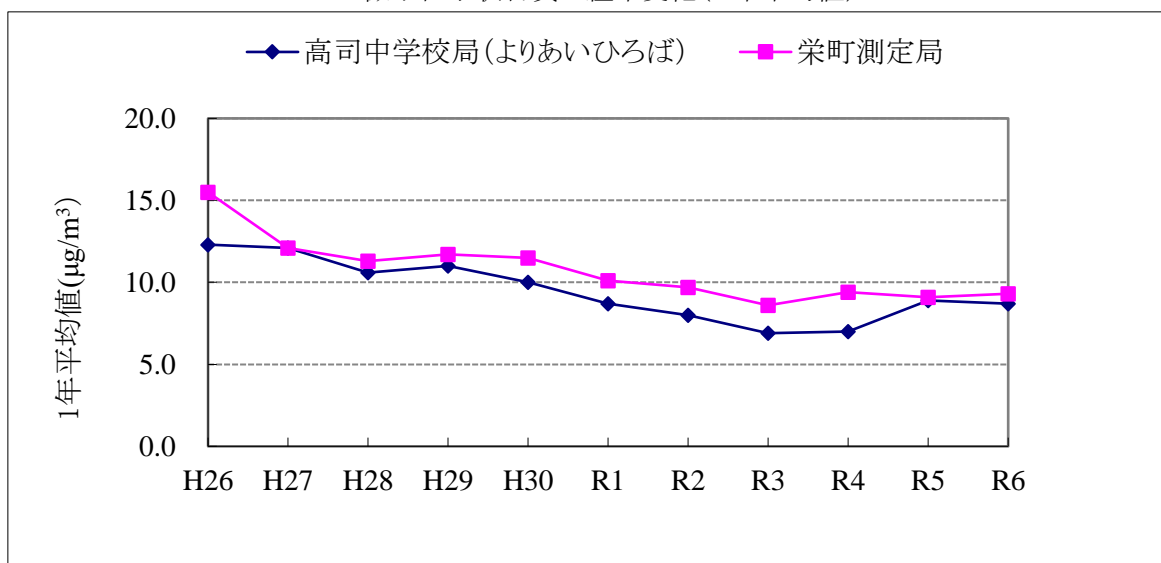
1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （長期基準）以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値の98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ （短期基準）以下であること。

### 【微小粒子状物質の測定結果及び評価】（令和5年度（2023年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	(短期基準) 1日平均値の98%値	$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$24.4\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	(長期基準) 1年平均値	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$8.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	
栄町測定局	(短期基準) 1日平均値の98%値	$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$25.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	(長期基準) 1年平均値	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$9.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

微小粒子状物質の経年変化(1年平均値)



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

## 第5節 水環境

本市では、水質の状況を把握するため、武庫川を含む市内の主要河川や地下水にて常時監視を実施しています。

### 1 公共用水域（河川・湖沼・海域）

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）に区分され、基準値が定められています。また、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質（要監視項目）については、指針値が定められています。令和6年度（2024年度）は市内24地点で調査を実施しました。

#### （1）健康項目

基準値が定められた27項目のうち、最明寺川においてひ素が、逆瀬川、支多々川、塩谷川、観音谷川及び一後川の5河川でふっ素が環境基準を超過しましたが、特定の発生源が周囲に見られないこと等から、これらの超過は自然由来と考えられます。

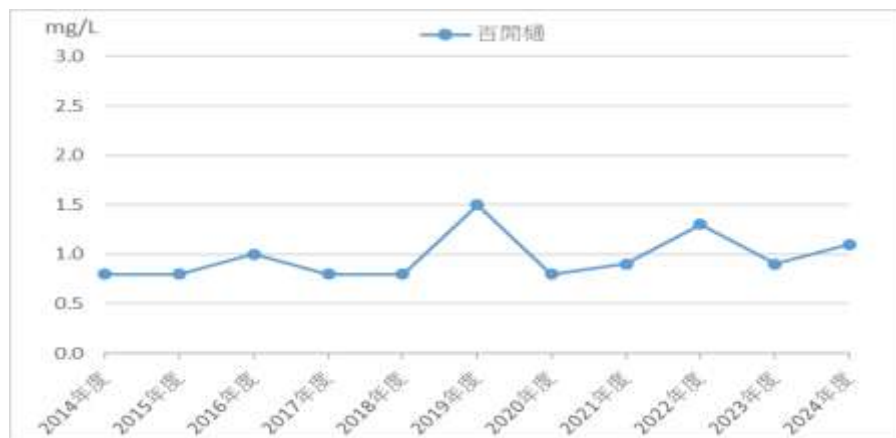
#### （2）生活環境項目

生活環境項目は、どの水域にどの環境基準を適用するかを国又は都道府県知事が指定（類型指定）し、本市では下表のとおり類型指定されています。環境基準点である百間樋において、BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準（3mg/L以下）を達成しました。BODの過去10年間の推移は以下のとおりです。

#### 【本市における環境基準の累計指定状況】

水域名	水域の範囲	環境基準点	類型	達成期間
武庫川中流	三田大橋から仁川合流点まで	百間樋	B	直ちに達成

武庫川の生物化学的酸素要求量（BOD:75%値）の推移



資料：宝塚市環境エネルギー課

※1 B類型：BOD基準値 3mg/L以下

※2 BOD（生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物が微生物によって生物化学的に酸化分解される際（20℃で5日間）に消費される酸素の量で、有機物による汚れの度合いを示す。



逆瀬川



武庫川

### (3) 要監視項目

武庫川の4地点（生瀬橋、温泉橋、百間樋、宝塚新大橋）、波豆川及び最明寺川の計6地点で調査を行い、全て指針値を下回っていました。

なお、令和2年度に「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」が要監視項目に追加されたことを踏まえ、令和3年度から「PFOS及びPFOA」の測定を開始し、監視を継続しています。令和3年度に最明寺川において、「PFOS及びPFOA」が指針値（50ng/L）を超過しましたが、令和4年度以降は全地点で指針値の超過はありません。なお、最明寺川の水は直接飲用に利用されておらず、周辺の利水状況から直ちに健康への影響が生じるおそれはないと判断しています。

## 2 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、基準値が定められています。また、公共用水域と同様に、引き続き知見の集積に努めるべき物質（要監視項目）については、指針値が定められています。令和6年度（2024年度）は、市内5地点で調査を実施しました。

### (1) 環境基準項目

基準値が定められた28項目のうち、1地点でふっ素が、1地点でふっ素、ひ素、ほう素が環境基準を超過しました。特定の発生源が周囲に見られないこと等から、これらの超過は自然由来と考えられます。

### (2) 要監視項目

令和6年度は2地点で調査を実施し、1地点で全マンガンが指針値を超過しました。特定の発生源が周囲に見られないこと等から、この超過は自然由来と考えられます。

なお、公共用水域と同様に令和3年度から「PFOS及びPFOA」の測定を開始し、監視を継続しています。令和6年度までに5地点で測定を実施し、指針値（50ng/L）の超過はありません。

### 3 水資源

本市の水資源の状況は次のとおりです。令和6年度（2024年度）の自己水源率（河川表流水、ダム水、浅井戸水、深井戸水）は、〇%となっています。

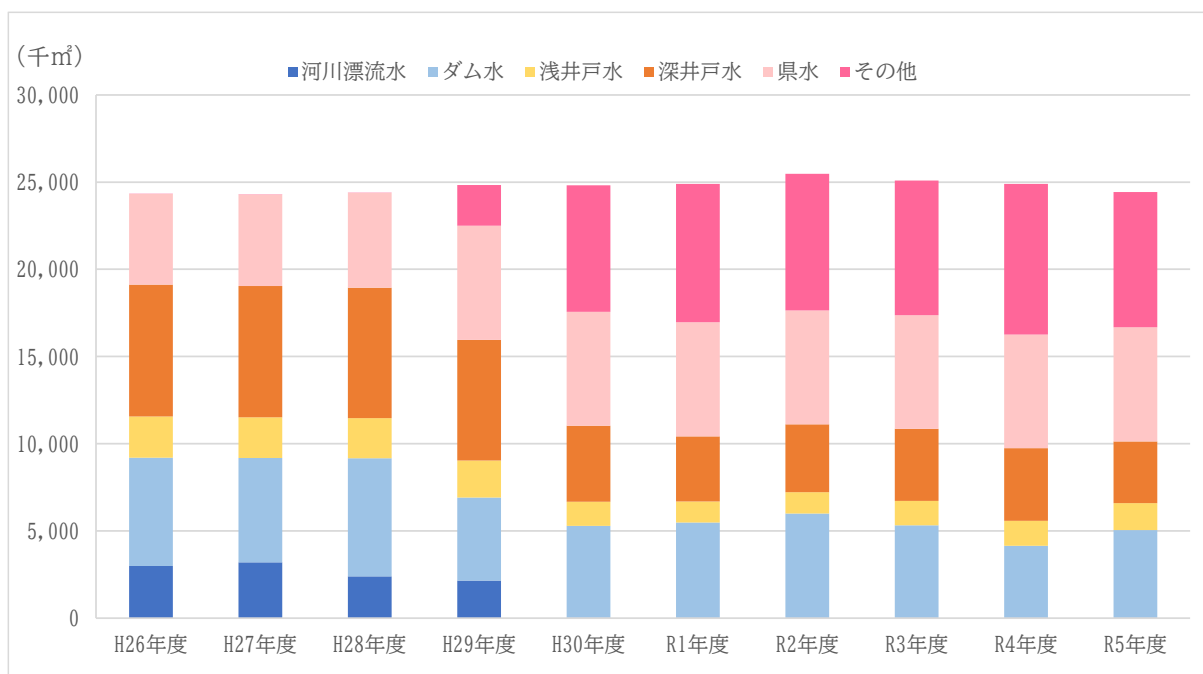
#### 【自己水源と依存水源状況】

単位：千 $m^3$

年 度	自 己 水 源				依存水源		総 数	自己 水源率
	河川表流水	ダム水	浅井戸水	深井戸水	県水	その他		
2014年度	2,995	6,207	2,355	7,564	5,199	5	24,325	78.6%
2015年度	3,201	5,975	2,341	7,526	5,248	6	24,297	78.4%
2016年度	2,387	6,779	2,307	7,475	5,439	7	24,394	77.7%
2017年度	2,145	4,763	2,123	6,925	6,547	2,329	24,832	64.3%
2018年度	8	5,280	1,376	4,364	6,531	7,262	24,821	44.4%
2019年度	—	5,485	1,201	3,740	6,539	7,935	24,900	41.9%
2020年度	—	5,997	1,215	3,904	6,523	7,837	25,476	43.6%
2021年度	—	5,327	1,393	4,129	6,524	7,712	25,085	43.2%
2022年度	—	4,138	1,437	4,173	6,513	8,632	24,893	39.2%
2023年度	—	5,050	1,540	3,540	6,540	7,761	24,431	41.5%
2024年度	—	5,331	1,571	3,296	6,520	7,599	24,316	41.9%

資料：宝塚市統計書

#### 水資源の状況



資料：宝塚市統計書

## 第6節 騒音・振動

本市では、騒音規制法第18条に基づき、市内の幹線交通を担う国道176号や主要県道等において騒音測定を実施し、自動車騒音の状況を継続的に把握しています。また、道路交通振動の測定も併せて実施し、道路交通公害を防止するための基礎資料としています。

令和6年度（2024年度）は、市内7地点で騒音及び振動測定を実施しました。環境基準への適合状況については、4地点で騒音に係る環境基準を満たしていましたが、3地点では未達成でした。この3路線は、他の地点で環境基準を達成していることを確認していますが、引き続き監視を継続していきます。

また、振動に係る環境基準はありませんが、全地点で道路交通振動の要請限度を満たしていました。

【自動車騒音・道路交通振動調査結果（令和6年度）】

単位：dB

対象道路 調査地点	類型 — 車線数 用途地域区分	時間 区分	騒音		振動	
			基準	測定値	限度	測定値
中国自動車道	B-6 準住居地域	昼間	70	74	65	32
		夜間	65	71	60	31
一般国道176号	B-4 準住居地域	昼間	70	74	65	32
		夜間	65	71	60	31
県道尼崎宝塚線	C-4 準工業地域	昼間	70	71	70	41
		夜間	65	67	65	37
県道塩瀬宝塚線	B-2 市街化調整区域	昼間	70	61	65	31
		夜間	65	52	60	29
県道切畑多田院線	B-2 市街化調整区域	昼間	70	69	65	37
		夜間	65	60	60	32
県道切畑猪名川線	B-2 市街化調整区域	昼間	70	64	65	31
		夜間	65	53	60	30
市道宝塚池田線	C-4 工業地域	昼間	70	63	70	39
		夜間	65	57	65	33

資料：宝塚の環境

## 第7節 公害に係る苦情の現状

---

市民の公害に係る苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、その他に区分し処理しています。本市の苦情相談件数は次のとおりです。

【苦情相談件数】

単位：件

年 度	総数	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他
2019年度	83	3	16	34	3	25	2
2020年度	114	5	17	52	4	34	2
2021年度	101	8	13	47	4	26	3
2022年度	109	5	9	57	8	25	5
2023年度	113	17	7	38	4	39	8
2024年度	96	8	10	40	7	23	8

資料：宝塚市環境エネルギー課

## 第8節 快適環境

### 1 景観

宝塚市景観計画により、景観計画特定地区を指定しています。また、旧宝塚市都市景観条例に基づき都市景観形成地域を指定しており、指定状況は下記のとおりです。

景観計画特定地区一覧

景観計画特定地区	位置	指定年月日
清荒神参道地区 景観計画特定地区	清荒神1丁目、3丁目、5丁目の各一部	平成24年10月15日
仁川月見ガ丘地区 景観計画特定地区	仁川月見ガ丘、仁川北3丁目の各一部	平成24年10月15日
中山桜台7丁目地区 景観計画特定地区	中山桜台7丁目の一部	平成24年10月15日
千種地区 景観計画特定地区	千種1、2、4丁目、逆瀬川2丁目及び社町の各一部並びに千種3丁目	平成24年10月15日
売布自由ガ丘地区 景観計画特定地区	売布自由ガ丘の一部	平成25年7月5日
仁川団地 景観計画特定地区	仁川団地の一部	平成25年7月5日
東洋町地区（市役所周辺） 景観計画特定地区	東洋町の一部	平成27年12月25日
青葉台地区 景観計画特定地区	青葉台1丁目、2丁目及び逆瀬台6丁目の各一部	平成27年12月25日
武庫川町西地区 景観計画特定地区	武庫川町の一部	平成28年7月22日

都市景観形成地域一覧

都市景観形成地域	位置	指定年月日
旧小浜宿都市 景観形成地域	小浜4丁目、5丁目及び安倉北1丁目の一部、向月町の一部、鶴の荘の一部、米谷1丁目の一部	平成6年4月1日
雲雀丘山手 都市景観形成地域	雲雀丘山手1丁目及び2丁目の各一部	平成14年4月22日
雲雀丘 都市景観形成地域	雲雀丘1丁目、2丁目の各一部	平成14年8月29日
仁川高台 都市景観形成地域	仁川高台1丁目、2丁目及び仁川北3丁目の各一部	平成16年3月31日
雲雀丘3丁目 都市景観形成地域	雲雀丘3丁目の一部	平成18年3月31日
仁川台 都市景観形成地域	市仁川台の一部	平成18年8月31日
平井山荘 都市景観形成地域	平井山荘の一部	平成20年10月29日
野上 都市景観形成地域	野上2丁目の一部・3丁目・4丁目の一部、5丁目及び6丁目の一部	平成21年9月30日
新寿楽荘・武庫山南 都市景観形成地域	寿楽荘、武庫山1丁目、宝松苑の各一部	平成21年9月30日
仁川高丸 都市景観形成地域	仁川高丸1丁目、2丁目、3丁目の各一部	平成21年11月30日
長尾台 都市景観形成地域	長尾台1丁目、2丁目、切畑字長尾山の各一部	平成22年12月27日
ふじガ丘 都市景観形成地域	ふじガ丘、切畑字長尾山の各一部	平成22年12月27日

## 2 文化財など

本市の国・県・市指定文化財及び登録文化財の状況は以下のとおりです。

国・県・市指定文化財の登録件数

区分	総数	国指定	県指定	市指定
考古資料	10	-	2	8
歴史資料	2	-	-	2
彫刻	14	5	1	8
書跡	2	1	-	1
工芸	2	-	-	2
建造物	24	2	10	12
絵画	4	2	-	2
有形民俗文化財	1	-	1	-
無形民俗文化財	3	-	-	3
史跡	11	1	1	9
名勝	-	-	-	-

資料：宝塚市統計書



国指定史跡 中山荘園古墳

## 第9節 環境特性

本市の環境の概況と特性をまとめます。

環境の概況と特性

環境分野		概況・特性
自然環境 循環系	地球温暖化	温室効果ガス排出量は、2021年度以降増加傾向 エネルギー需要量は、微増傾向
	廃棄物	一人一日当たりのごみ排出量は、減少傾向で全国平均を下回って推移 リサイクル率は、横ばい傾向
生態系 自然環境	植物	自然植生：コジイ-カナメモチ群集などの照葉樹林帯 丸山湿原、松尾湿原など多様な植物が生息する生態系 希少種：カワラサイコ、ツメレンゲ、サギソウなど 外来種：オオキンケイギク、ミズヒマワリ、エフクレタヌキモなど
	動物	南北の特性：北部山地を中心に多様な動物が生息 希少種：ギフチョウ、ハッチョウトンボ、ミヤマアカネ、ヒメタイコウチなど 外来種：アライグマ、ヌートリア、オオクチバスなど
	天然記念物	オオサンショウウオ（国指定特別天然記念物） 生物多様性、規模から県下有数の湧水型湿原である丸山湿原（県指定）のほか松尾湿原（市指定） 売布神社社叢、清荒神清澄寺自然林ほか（市指定）
生活環境	大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を達成 光化学オキシダント、浮遊粒子状物質は未達成
	水質 水資源 水循環	類型指定水域の武庫川百間樋はBODの環境基準の達成を維持 その他市内の河川では環境基準（健康項目）を超過している項目もあるが、自然由来だと考えられる 水資源の総量はほぼ横ばいで推移 自己水源率は、ここ数年は40%前後で推移
	騒音	公害に係る苦情のうち騒音が最大の件数 自動車騒音は、面的評価において環境基準未達成地点あり
	振動	道路交通振動は、調査全地点で要請限度以下
	悪臭	市の全域を規制地域に指定（一般地域、順応地域）
快適環境	文化財	国指定 11、県指定 15、市指定 47
	景観	景観計画特定地区 6 地区、都市景観形成地域 21 地域
	公園	都市公園数 312、設置面積 90.27ha 市民 1 人当たり面積 5.71 m <sup>2</sup> 整備が行われている里山公園（亦楽山荘（40ha）ほか）

表の記載内容について確認中

## 第4章 まちづくりの方向性

### 第1節 本市の目指す環境都市像

本市は、大阪平野の北西、武庫川が平野部に出るところに位置し、市域南部は、北と西に長尾山系・六甲山系の緑が広がり、鉄道沿線を中心とした良好な住宅地として、また、「宝塚歌劇」のまちとして全国的に知られているほか、古くからある社寺や植木産業、明治以降のモダニズム文化を体現した建築物など、まちの有する資源は非常に奥行きが深いものがあります。

一方、市域北部は、里山と農地が織りなす農村集落の原風景を残しており、都市近郊でありながらも生物多様性や自然の恵みを身近に感じることのできる貴重な環境が維持されています。

このように、本市は、地理的あるいは歴史的に育まれた自然やまちの恵みを受け、発展を遂げてきました。

平成8年（1996年）に全部改正された宝塚市環境基本条例において、本市の環境保全に対する基本理念（第3条）として4つの事項を掲げています。

1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動などを計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行わなければならない。

4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。

また、同年制定された宝塚市環境都市宣言においても、「私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とする」ことを宣言しています。

これら基本理念や宣言の趣旨は、制定から30年経った現在においても色あせることのない普遍的なものであり、今後も引き続き継承していくべきものであり、第4次宝塚市環境基本計画における本市の目指す環境都市像について、これまでの計画で掲げていたものを踏襲します。

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』

## 第2節 施策推進の基本的な視点

「環境都市・宝塚」の実現に向けた先駆的なまちづくりを推進するうえでの基本的視点として次の3点を設定します。

### 【基本的視点1】持続可能な発展

持続可能な発展とは、「環境」と「発展」は、相反するものではなく、共存することができるものとしてとらえ、環境保全を考慮した節度ある社会・経済活動を行うことにより、環境との良好なバランスを保った発展を将来にわたって進めていくという考え方です。

環境との良好なバランスを保つには、かけがえのない地球環境を守る行動と、さらに良い環境づくりに向けた取組が必要です。日常の生活の中でも、リサイクルによる天然資源の消費抑制、省エネルギーと再生可能エネルギーの利用などによる化石燃料の消費抑制と二酸化炭素の排出量削減など、環境への負荷を低減する「地球にやさしい行動」が求められます。

本市の将来に向けた環境施策の展開において、環境・経済・社会の良好なバランスと秩序を保った持続可能な社会システムの構築（まちづくり）の視点を重視し、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」として先駆的な環境づくりを進めていきます。

### 【基本的視点2】生物多様性の保全・再生

本市における事業活動、社会活動及び日常生活のあらゆる場面において、生物多様性への理解を深め、生態系の保全と再生に配慮した取組が求められています。

希少な生物が生息する自然環境と、まち山などの緑と市街地が調和して形成された本市の特徴的な環境は、かけがえのない地域資源であるとともに、安全で快適な生活環境の基盤となっています。

自然の損失を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の考え方を踏まえ、生物多様性の保全をすべての施策・活動の基盤となる重要な視点として位置付け、自然と共生し、安全・安心で健康に暮らせる持続可能なまちの実現をめざします。

### 【基本的視点3】参画と協働

健全で恵み豊かな環境を構築するためには、市民、市民活動団体、企業・事業者、国・県・市の行政などが目的と価値を共有し、社会全体として各主体が最も力を発揮できる体制を構築、あるいは状況に応じて柔軟に参画・協働ができる仕組みづくりが必要です。

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、まちづくりに参加できるよう、啓発や情報の提供を行っていきます。



# I ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり

## 1 省エネルギーの促進

### 【現状・課題】

本市は、令和3年（2021年）に、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、市民、事業者と行政が連携・協力し、行動していくことで、温室効果ガス排出量を2030年に半減、2050年までに実質ゼロとすることを目標とし、その実現に向けて省エネルギー及び再生可能エネルギーの推進を図ってきました。

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）以降は、省エネ対策等による消費エネルギーの減少、再生可能エネルギー導入の拡大等による電力の低炭素化によって減少傾向となっていました。近年では、エネルギー消費量は増加傾向となっており、また、電源における火力発電の割合の増加などにより、やや増加傾向となっています。

本市の特性としては、住宅都市であることから、エネルギーを大量に消費する産業部門の比率が低く、民生家庭部門の温室効果ガス排出量の割合が最も高いことが特徴となっています。

2030カーボンハーフの目標達成に向け、継続的な啓発等により省エネ意識は着実に浸透してきており、今後はその定着と行動のさらなる促進が求められます。目標達成のためには、省エネルギー設備などの導入に関するハード面の支援とともに、学校や地域における学習・教育活動など省エネ意識を高めるソフト面の取組を通して、市民・事業者等の主体的な省エネルギー行動につなげていくことが重要です。

### 【環境指標】

環境指標	現 状(2024年度)	目 標(2035年度)
温室効果ガス(CO <sub>2</sub> 換算)排出量(推計値)	667千t-CO <sub>2</sub>	300千t-CO <sub>2</sub>
一人あたりの温室効果ガス(CO <sub>2</sub> 換算)排出量(推計値)	3.00t-CO <sub>2</sub>	1.45 t-CO <sub>2</sub>
エネルギー消費量	5,497TJ	2,466TJ

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（ECO オフィスプラン）
- ・第2次宝塚エネルギー2050 ビジョン

## (1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

省エネルギーに関わる市の率先した取組、環境学習・教育、市民の環境にやさしいライフスタイルの意識や、脱炭素を意識した経営へのビジネススタイルの転換を促し、本市における省エネルギーの促進を目指します。また、断熱性能に優れた省エネルギー・省CO<sub>2</sub>型の住宅や高効率設備・機器の導入を促進します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 自宅の新築や改築にあたっては、壁や窓の断熱性を高め、日射遮へい、風通し、採光など省エネルギーに配慮した設計や高効率な設備を導入するよう努めます。
- 家電は、省エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常の生活の中で、採光、ブラインド、緑のカーテン、すだれやよしずなどの防寒・防暑の工夫を取り入れて過暖房や過冷房を避けるなど、自然環境を活用した省エネルギー対策を実践します。
- E C O講座や市民環境フォーラムなどの環境学習・イベントに積極的に参加します。
- 公共交通機関や電気自動車、燃料電池自動車の利用及び自転車、徒歩などを推進します。

#### 【事業者の取組】

- 従業員研修として地球温暖化防止に関わる環境学習・教育を実施に努めます。
- 通勤時の公共交通機関や自転車等の利用促進、次世代自動車など環境性能の高い自動車の導入に努めます。
- 事業活動に係る化石燃料の使用量削減や自社からの温室効果ガス排出量の把握など、脱炭素経営の導入に努めます。
- 省エネルギーに取り組むとともに、施設や設備の省エネルギー改修に努めます。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎脱炭素に結びつく生活様式に関する情報提供と普及啓発により、家庭での省エネルギーの実践を促進します。
- ◎学校や地域での環境や省エネルギーをテーマとした教室や学習会の開催などを通して地球環境への理解、身近に利用するエネルギーに関する市民の意識と認識が深められるようにします。
- ◎公共建築物の新築・改修時には、高効率空調機器や高効率照明機器の導入など環境性能の高い設備や建築物となるよう努めます。
- ◎公共施設において、温室効果ガス排出量の少ない電力を調達するよう努めます。
- 公共交通機関や自転車等の利用、電気自動車、燃料電池自動車など環境性能の高い自動車への転換を促進します。

## 2 再生可能エネルギーの推進

### 【現状・課題】

本市では、地球温暖化の進行への懸念が大きくなる中、2011年（2013年）に東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故が発生し、これを契機に、豊かな環境を保った、持続可能なまちを目指して、温室効果ガスの排出抑制に効果的で、安全で安心な再生可能エネルギーの利用を推進することを施策として掲げました。以降、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例を制定の上、宝塚エネルギー2050ビジョンを策定し（令和5年（2023）年に第2次宝塚エネルギー2050ビジョンに改定）、再生可能エネルギーの導入及び活用を推進しています。

再生可能エネルギーの導入状況について、再生可能エネルギー自給率は現状5.0%であり、エネルギービジョンで掲げる目標値とは乖離が大きいです。近年、国交付金を活用した導入費用の助成などにより、住宅用の太陽光発電設備では設置件数が年間約300件を超えるなど増加傾向となっています。

また、再生可能エネルギーの活用状況については、2011年度（平成23年度）に10.6%であった再生可能エネルギー活用率は現状17.5%と一定の増加が見られますが、エネルギービジョンで掲げる目標値とは乖離が大きいです。

本市は、国交付金を活用し、市民や事業者向けに、再生可能エネルギー導入費用の助成により支援を行っていますが、さらに再生可能エネルギーの利活用を進めていくためには、市民・事業者が主体的に再生可能エネルギー導入し、また、再生可能エネルギー由来の電気を選択し、購入するなど、有用な情報の提供、効果的な啓発の実施など支援の充実が必要です。

### 【環境指標】

環境指標	現 状 (2023 年度実績)	目 標 (2035 年)
再生可能エネルギー自給率 (家庭：電気)	5.0%	31.3%
再生可能エネルギー活用率 (家庭・業務・産業：電気)	17.5%	62.5%

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次宝塚エネルギー2050ビジョン
- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（ECO オフィスプラン）

## (1) 再生可能エネルギーの利活用の推進

地域の共有的資源である再生可能エネルギーの導入と活用を図ります。本市のエネルギー特性から、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、バイオマスエネルギーなどの活用についても検討していきます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 戸建住宅や共同住宅において、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を導入します。
- 再生可能エネルギー由来の環境にやさしい電気の使用を検討します。

#### 【事業者の取組】

- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- エネルギーの利用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電気や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- 太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを利用する建築物の供給に努めます。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎住宅、事業所における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ◎公共施設の整備にあたっては、再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- ◎公共施設の電力調達において、再生可能エネルギー由来の電気を一定供給することを要件としたリバースオークションへの参加を拡充します。
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギービルディング）など、再生可能エネルギー設備を導入した住宅やビルの普及を促進します。
- 市民の再生可能エネルギーの利用の促進を図る仕組みづくりを進めます。
- 市民・事業者が再生可能エネルギーについて知り、学ぶことのできる啓発イベントを実施します。

## II 循環型社会の構築

### 1 ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）

#### 【現状・課題】

循環型社会とは、持続可能な社会を目指す考え方のひとつであり、資源の有効活用と廃棄物の削減を中心に捉えた社会を言います。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、リサイクルについては、各種リサイクル法の制定等により、一定程度進展しつつありますが、リデュース、リユースについては、より一層の推進が必要であり、2Rに軸足を置いた活動を推進します。

本市の1人1日当たりの焼却量は家庭系・事業系ごみを合わせて589gで、県の平均716gを下回り、県内では6番目に少ない水準となっています。

国連が平成27年（2015年）に採択した「持続可能な開発目標」（SDGs）では、令和12（2030）年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させるとしています。これを受け、国や兵庫県では令和12年度（2030年度）までに家庭系食品ロスを半減させる目標を設定しています。

引き続き、市民一人一人がごみを減らすことや、くり返し使用可能な商品を選択するなどの意識をもって行動していくことが重要となります。

#### 【環境指標】

環境目標	現状（2023年度）	目標（2035年）
市民一人当たりのごみ排出量	874.8g/人・日	※814.6g/人・日
燃やすごみの量	558.1g/人・日	※499.7g/人・日
最終処分量	7,812t/年	※6,209t/年

※宝塚市一般廃棄物処理基本計画の目標年次である令和16年度の数値を基準として算定

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市一般廃棄物処理基本計画

## (1) 家庭や事業所におけるごみ排出量の削減

循環型社会形成に向けて、ごみを出さないライフサイクル、ごみを作らないビジネスサイクルを周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体でごみ排出量の削減を進めます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 日々の暮らしの中で、ごみの減量や分別に主体的に取り組めます。
- 使い捨て製品を削減し、繰り返し使用可能な商品を選択するなど、リユースに努めます。

#### 【事業者の取組】

- 事業者責任を自覚し、事業活動に伴うごみの減量・資源化及び適正処理に努めます。
- 生産者（販売者）として、環境負荷の少ない生産・流通への変革を進めます。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市民や事業者に対する、分かりやすい普及啓発や情報発信を行います。
- 環境教育や環境学習を通じ、持続可能な社会の担い手を育成します。

## (2) 食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進

世界・国・兵庫県では令和12（2030）年度までに家庭系食品ロスを半減させることを目標としており、本市においても、食品ロス半減に向けた市民・事業者・行政の三者協働の活動を重点施策として推進します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 食品ロス削減につながるような行動をします。
- 正しく管理・保存し、食材を使い切ります。

#### 【事業者の取組】

- 食品ロスに関する取組と啓発に努めます。
- 食品寄附（フードドライブ・フードバンク）に積極的に参加する等、廃棄前食品の有効活用に努めます。

#### 【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市域の食品ロス削減につながるような行動変容を促します。
- 食品ロス削減に向けて関係団体や機関との連携を図りながら推進します。

## 2 分別の徹底とリサイクルの促進

### 【現状・課題】

ごみを減らすに留まらず、資源を循環させることが重要であると考え、令和7年度（2025年度）から令和16年（2034年）度までを計画期間とする「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念である「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指しているところです。

具体的には、資源の有効活用の面において、本市のリサイクル率については、2023年度実績は30.6%で、県の平均14.5%を大きく上回っており、県内でも高い水準ですが、紙類やプラスチック類が依然として燃やすごみに多く含まれており、分別排出が十分に徹底されていない状況にあります。

また、ごみ排出量は、大量生産、大量消費の影響だけでなく、景気の動向や生活スタイルの変化により容易に増減するため、分別とリサイクルの意識を継続的に高めていく必要があります。

このような現状を踏まえ、燃やすごみの減量や分別の徹底、市民に対する啓発活動、事業者に対する適正処理指導などの様々な施策を実施し、社会環境の変化や市民のニーズの変化にも対応しながら、ごみの分別、減量とリサイクルを進めていきます。

### 【環境指標】

環境目標	現状（2023年度）	目標（2035年度）
リサイクル率	30.6%	*34.5%

※宝塚市一般廃棄物処理基本計画の目標年次である令和16年度の数値を基準として算定

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市一般廃棄物処理基本計画

## (1) 燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進

燃やすごみには、資源として再利用できる紙やプラスチックが依然として多く含まれています。これらの資源化を進めることは、循環型社会の基盤整備につながるとともに、ごみ焼却量の削減による温室効果ガスの抑制にも貢献します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 分別マナーの遵守や資源集団回収運動への参加など、地域の取り組みに協力します。
- 地域の一員として、ステーションの適正な利用や地域の美化活動等へ積極的に参加します。

#### 【事業者の取組】

- 地域の一員として、地域の環境活動へ積極的に参加します。
- 行政と協力し、ごみの減量・資源化の仕組み作りを推進します。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎会情勢の変化に応じて、適切な公共サービスを提供します。
- 循環型社会の形成に向けた市民・事業者に必要な基盤とルールを整備します。

## (2) 分別徹底に向けた指導強化

家庭系ごみの組成調査結果では、燃やすごみに紙類、プラスチック類が多数含まれており、分別排出が十分に徹底されていない状況です。また、事業者に対してはこれまでリーフレットを配布するなどの指導・啓発を実施していますが、十分な効果が得られていないため、改めて分別排出を徹底するよう指導を強化します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し、分別ルールを正しく理解します。
- ごみの分別に迷ったときは、アプリや市のホームページなどで確認する習慣を持ちます。

#### 【事業者の取組】

- 中小規模事業者においては分別排出を実施します。

#### 【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎搬入ごみの展開検査や、事業者への指導を実施します。
- 家庭系ごみ組成調査を定期的実施します。

### Ⅲ 自然共生社会の実現

#### 1 生物多様性の保全・再生

##### 【現状・課題】

地球規模で生物多様性の低下が深刻な問題となっており、本市においても、開発等による動植物の生息・生育空間である生態系の分断や、里山の管理放棄に加え、外来種による生態系への影響が課題となっています。特に、侵略的外来種や特定外来生物は、生態系のバランスを崩すだけでなく、農作物被害や生活環境への影響を及ぼすおそれがあることから、早期発見と適切な防除が求められています。また、農村地域においては人口減少や高齢化により、里地里山の環境を維持する担い手不足が大きな課題となっています。

本市の魅力的で特有の自然環境を将来に引き継ぐためには、市民、事業者、行政など多様な主体が課題を自らの問題として認識し、人と動植物が共生する社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

##### 【環境指標】

環境指標	現 状 (2024 年度)	目 標 (2035 年度)
環境保全活動団体数 (参加人数)	22 団体 (402 人)	30 団体 (450 人)
自然共生サイトの登録件数	1 件	5 件
特定外来生物の駆除活動参加人数	124 人	300 人

《取組の推進を補完・連携する計画など》

・第2次生物多様性たからづか戦略

##### [コラム ネイチャーポジティブ]

近年、生物多様性の保全が気候変動と並ぶ重要な環境課題であるという理解が国内外で広がっています。令和4年(2022年)12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、生物多様性の新たな世界的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が提唱されました。

今の地球は、凄まじい速度で生き物が絶滅しているなど「ネガティブ」の状態にあります。これを2030年までに生物の種の数が増え、回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくために、生態系が豊かになるような経済活動へ切り替えていく取り組みが推し進められています。



環境省 ネイチャーポジティブより引用

## (1) 生態系の保全と再生

本市の魅力的で特有の自然環境を将来に引き継ぐため、希少な動植物が生息・生育する生態系の保全を推進するとともに、地域ごとに特色のある美しい景観の基盤となっている自然環境の保全・再生・創出を促進します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、調べ、理解を深めます。
- 地域の生物多様性保全・再生につながる活動に参加します。

#### 【事業者の取組】

- 開発の際は、生物多様性保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- 地域の生物多様性保全・再生につながる活動に参加します。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市内の重要な生態系の調査（スポット調査）を引き続き実施し、保全・再生に努めます。
- ◎市内の重要な生態系の自然共生サイトへの指定を推進し、30by30を目指します。
- 関係機関や環境保全活動団体などと連携し、市内に生息する生物に関する情報を収集し、政策の策定や実施に活かします。
- 開発計画に対しては、市街地の森林の保全など自然環境への配慮を求めます。

## (2) 侵略的外来種の防除・野生生物の保護管理

侵略的外来種を早期に発見し、防除するために、国・県・近隣自治体からの情報を収集し、これらの被害を予防するために外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を実行します。また、市内に生息する被害をもたらす野生生物について研究機関等と連携し、被害を軽減するため、適切に管理を行います。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民取組】

- 侵略的外来種を持ち込みません。
- 侵略的外来種を発見した際には速やかに情報を共有します。
- 飼育や栽培している外来種は逃がしたり、捨てたりしません。

#### 【事業者の取組】

- 侵略的外来種を意図的・非意図的を問わず、移動させません。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎侵略的外来種を駆除し、その他の特定外来生物については、啓発や情報発信を行うとともに、必要に応じて計画的に防除します。
- 外来種について兵庫県や近隣市町と連携して情報を収集し、啓発を行います。
- 宝塚市鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の被害の防止に努めます。
- 市民にも呼びかけ、特定外来生物の駆除活動を実施します。

## 2 持続可能な資源利用と生物多様性理解の促進

### 【現状・課題】

市域の65%は森林に覆われていますが、それらの多くが北部の山地・丘陵地に発達し、南部の台地部では開発によりほとんど消失しています。残存している森林も近年は十分に管理されなくなり、照葉樹林化やマツ枯れの拡大、竹林の放棄により森林域に拡大している場所もみられます。

このような状況の中で、地域の自然環境やその価値を次世代へどのように継承していくかが重要な課題となっており、自然資源の持続的な利活用とあわせて、生物多様性への理解を深める取組が求められています。

また、農村地域においては人口減少や高齢化により、里地里山の環境を維持する担い手不足が大きな課題となっています。

### 【環境指標】

環境指標	現状 (2024年度)	目標 (2035年度)
市民農園（北部・南部地域）利用者数	572人	600人
里地里山保全活動団体数	7団体	10団体

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次生物多様性たからづか戦略
- ・第3次たからづか食育推進計画
- ・第2次宝塚市農業振興計画

[コラム 自然共生サイト ～細尾の棚田、池沼植物群落～]

「細尾の棚田、池沼植物群落」は、令和5年（2023年・前期）に宝塚市第1号の「自然共生サイト」に認定されました。宝塚市北部玉瀬（西谷地区内）にあり、本地域は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定され、兵庫県レッドデータブック2020（植物・植物群落）においても、貴重な池沼植物群落としてBランクに選定されています。小さな棚田が複雑な地形を形成し、ため池との景観が美しく、棚田とため池を取り巻く畦畔、素掘りの水路、周辺の里山林など、さまざまな生態系に里地里山の植物が350種以上確認されているほか、両生類、魚類、昆虫類なども含め50種を超える貴重種が確認され、生物多様性の宝庫となっています。圃場整備は行なわず、伝統的農法により農地が維持されており、生物多様性の保全が図られるとともに、文化や技術の伝承などの観点からも重要な場所です。



## (1) 自然資源の持続的な利活用

地域で生産した農作物を地域で消費することにより、地域の農地・山地の維持継続に貢献するとともに、農地・山地から得られる自然の恵みとその重要性に対する理解の醸成につながるなど、多面的に生物多様性を保全します。

また、花き・植木産業や農業の実施にあたって、環境と経済の両立をめざし、地域の生態系に配慮した活動を促進します。また、地域資源を活かした産業や環境配慮型の技術・サービスの展開を支援し、持続可能な地域経済の形成を図ります。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 地産地消の重要性を理解し、宝塚市産の農作物の購入に努めます。
- 花き・植木は、できるだけ在来種のもを購入します。
- 里地里山の維持管理、森づくり活動体験や、体験農業などの活動に参加します。

#### 【事業者の取組】

- 花き・植木は、できるだけ在来種のもを購入します。
- 植木産業において、植生に配慮し、購入者に情報発信するよう努めます。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎地元の農作物を積極的にPRし、販路を確保します。
- ◎里地里山や市民参加型で整備されている森林の普及に取り組み、生物多様性に係る現状を把握し、これらの環境の活用に取り組みます。
- 農地の利用集積や集落営農の推進、市民農園の充実を図ります。
- 学校給食における地元産農作物利用の拡大を進めます。

## (2) 生物多様性の理解の促進

生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤であり、その価値は身近な自然との関わりの中で実感されるものです。市民一人ひとりが生物多様性の重要性や地域の自然環境の特徴を理解し、日常生活や事業活動の中で配慮した行動につなげられるよう、学びや体験の機会を通じて理解の促進を図ります。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 身近な自然に普段から目を向け、理解を深めます。
- 市が主催する市民講座などへ積極的に参加します。
- 市民講座や環境フォーラムなどで学んだ知識や経験を活かし、地域での環境関連学習や、保全活動などに取り組みます。

#### 【事業者の取組】

- 地域での保全活動などに取り組みます。
- 環境に関するイベントや講座などの開催情報を発信します。
- 生物多様性に関連した観察会や講座を開催します。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎広報、ホームページ、SNSを活用し、わかりやすい情報を発信します。
- 幅広い世代への理解を深めるため生物多様性に関連した観察会や講座を開催します。
- 地域や活動団体が自主的に行う環境保全活動を共催、後援等により支援します。
- 学校教育における、授業や総合的な学習の時間等を通じて、生物多様性や地域の自然環境について学ぶ機会を提供します。

#### [コラム 30 by 30とOECM]

「30by30」はネイチャーポジティブの達成に向けて、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域等として健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標であり、生物多様性国家戦略でも目標の一つとして位置付けています。

2021年時点では、日本の保護地域は陸域20.5%、海域13.3%にとどまっており、さらに保護地域を増やさなければいけません。しかし、我が国では国土の30%を保護地域とすることは現実的ではありません。そこで、地域、企業、団体等によって保有・管理されている里地里山や企業林や社寺林などのように、生物多様性の保全が図られている土地を国際データベースに登録し、保護地域と同等とみなすOECM(Other Effective area-based Conservation Measures)という枠組みがあります。

## IV 健康に暮らせるまちづくり

### 1 大気環境の保全

#### 【現状・課題】

本市の状況として、環境基準が設定されている大気汚染物質（6物質）のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については環境基準を満たしており、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については、一部の年度を除いて環境基準を満たしています。概ね良好な大気環境を維持していますが、光化学オキシダントについては、環境基準の超過が見られる状況です。

環境基準を超過する要因としては、自動車や工場・事業場からの排出ガスのほか、国外からの汚染物質（黄砂等）の飛来による影響も考えられます。本市独自の対策だけでは対応が困難な問題でもありますが、県・近隣自治体と連携した対応を進めていくことが必要です。

青空と澄んだ空気を守るほか、温室効果ガス排出量の削減の観点からも公共交通の利用を促進するとともに、大気状況を今後も注意深く監視し、緊急時の対応などについて市民に周知していくことが求められます。

#### 【環境指標】

環境指標	現状（2024年度）	目標（2035年度）
環境基準達成率（大気質）	78%	89%

## (1) 自動車排気ガスの低減

大気質の基準達成は、本市独自の対策だけでは困難な状況もありますが、自ら努力すべき部分は、今後も継続して取り組んでいく必要があります。温室効果ガス排出量の削減、低炭素社会の構築の面からも、自動車排気ガスの低減に向けた取組を進めていきます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- マイカーの購入時や買い替え時は、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車など次世代自動車の購入を検討します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩など環境にやさしい移動手段の利用を心がけます。

#### 【事業者の取組】

- 自動車の不要なアイドリング、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車の購入時や買い替え時は、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車など次世代自動車の購入やリースを検討します。
- 公共交通機関の利用や自転車、徒歩など環境にやさしい通勤を推奨します。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市広報誌、ホームページなどにより、不要なアイドリング・急発進・急加速などを止め、燃費が良く、環境にやさしいエコドライブの情報提供と普及啓発を行います。
- 市が導入した自動車を活用したPRなどにより、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車など次世代自動車の普及を促進します。
- 公共交通機関との連携による利便性の向上を図るとともに、自転車・徒歩などの身近で環境負荷の少ない移動手段の活用を促進し、市民・事業者の公共交通機関利用を後押しします。

## (2) 大気汚染物質の監視と市民への情報発信

兵庫県と連携し、大気汚染物質に関する調査・監視活動を継続します。また、光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5注意喚起情報の発信等があった場合には、健康被害防止の観点から、速やかに市民へ情報発信を行います。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 廃棄物は、野外焼却することなく、適正に処理します。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5注意喚起情報の発信等があった場合には、県や市のホームページ等で発信される情報を確認します。

#### 【事業者の取組】

- ばい煙等の排出ガスの発生抑制や適正処理を実施し、排出基準や設備基準等を遵守します。
- 工事現場においては、散水や覆いの活用等により、粉じんの発生・飛散を防止します。
- 廃棄物は適正に処理し、違法な野外焼却はしません。
- あぜの草や下枝など営農による廃棄物の焼却の際には、風向きや時間など周囲の環境に配慮します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- 大気汚染物質に関する調査・監視活動を継続し、光化学スモッグ注意報等の発令時やPM2.5注意喚起情報の発信時は、事業者や市民が取るべき対応について速やかに情報発信を行います。
- 大気汚染防止法等に規定する施設の設置事業者には施設の維持管理等の指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。

## 2 水環境の保全

### 【現状・課題】

本市の河川及び地下水の水質は概ね環境基準を達成し、良好な水環境を維持していますが、一部の地点で自然由来と考えられるふっ素、ほう素、砒（ひ）素について、環境基準の超過が見られます。いずれの地点においても利水状況から見て健康影響が生じるおそれはありませんが、今後も継続的に監視を行う必要があります。

また、本市の有収水量（料金徴収の対象となった上水道の水量）は減少しており、市民の協力のもと、節水の成果が表れているものと評価できます。今後とも節水と併せて、雨水利用の促進などによる水資源の有効利用を啓発していくことが課題となっています。

土壌汚染は地下水汚染とも密接に関連しており、有害物質の地下浸透防止の観点から、工場・事業場等の発生源対策が必要です。

「水と緑のネットワーク」の形成には、きれいな水が流れ、水に親しむ空間づくりが不可欠です。「市街地で環境学習ができる場が少ない」という市民の声に応えるためにも、地域住民や環境保全活動団体などとの協働のもと、河川の美化活動や環境保全活動を継続、充実していくことが求められます。

### 【環境指標】

環境指標	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
環境基準達成率（水質）	88.6%	95.0%
河川水辺空間アドプト活動団体数	7 団体	13 団体
河川水辺空間アドプト活動人数	185 人	300 人

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市水のマスタープラン
- ・宝塚市水道ビジョン 2035
- ・宝塚市水道事業経営戦略
- ・宝塚市下水道ビジョン 2035
- ・宝塚市下水道事業経営戦略

## (1) 水質汚濁及び土壌汚染の防止・対策

河川や地下水の水質について、概ね環境基準を達成し、良好な水環境を維持していますが、一部の地点で自然由来と考えられるふっ素、ほう素、砒（ひ）素等について、環境基準の超過が見られます。いずれの地点においても利水状況から見て健康影響が生じるおそれはありませんが、今後も継続的に監視を行う必要があります。また、報道等で近年取り上げられている有機フッ素化合物（PFAS）等の要監視項目に指定された物質についても、調査等を実施し、市内の状況把握に努めます。

土壌汚染は地下水汚染とも密接に関連しており、有害物質の地下浸透防止の観点から、工場・事業場等の発生源対策が必要です。事業者の調査等で土壌汚染が確認された場合は、健康被害の防止のため、汚染土壌の適切な管理や処理について指導します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 河川、道路側溝や水路等へ灯油等の油類やごみを投棄しません。
- 水質汚濁防止や土壌汚染対策に関する情報に関心を持ち、県や市のホームページ等から正しい情報を得るように努めます。

#### 【事業者の取組】

- 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 有害物質が事業場外へ流出又は場内で地下浸透しないよう、適切な使用及び管理を行います。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎水質調査・監視体制を継続し、必要に応じて測定地点や調査項目の拡充等を検討します。
- ◎質調査結果を定期的にホームページ等に掲載し、水質保全の意識を高めます。
- 水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場への立入検査や規制遵守に係る指導等の発生源対策に取り組みます。
- 有害物質を使用する事業場に対して、土壌汚染を未然に防止するため、地下浸透の防止に関する構造基準等を遵守するよう指導します。
- 土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌による健康被害の防止のため、汚染土壌の適切な管理及び処理について指導します。

## (2) 水循環の保全・監視・汚染対策

自然の水循環は、河川の水質、水量、水辺の自然環境とともに、身の回りの生活環境に大きな影響を与えます。生態系への影響や自然環境との調和、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理等により、より良い水環境づくりを推進します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 公共下水道等の計画区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。
- 雨水タンクなど雨水貯留施設の設置に努めます。
- 廃食油は廃食油リサイクルボックスに出す**、水切りネットを使う、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切にすることを実践します。

#### 【事業者の取組】

- 工事や事業活動等による濁水や油の流出が起こらないように注意します。
- 化学肥料や農薬の低減、有機・低農薬栽培など、環境にやさしい農業に努めます。
- 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿等を適切に処理します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市広報誌、ホームページ等での市民への情報提供により、台所で水切りネットを使用する、食べ残しを流さない、**廃食油は廃食油リサイクルボックスに出す**等家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- 生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進等地域の状況に応じた生活排水処理対策を推進します。
- 雨水利用等、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識高揚を図ります。
- 計画的な森林の保全と整備を推進し、地下水のかん養機能の向上を図ります。

### (3) 水環境（河川・ため池・水路）の保全・美化と活用

本市では、アドプト制度を活用した環境保全・美化活動が継続的に実施され、多くの市民の参加を得ている実績があります。

今後も、市民参加、地域が一体となった河川、水路等の水環境の美化活動を推進するとともに、身近な場所での環境学習、自然環境保全活動の場としての活用を進めます。

#### 市民・事業者・市の取組

##### 【市民の取組】

- 河川、水路等の美化活動などに積極的に参加します。
- 身近な場所での環境学習、自然環境保全活動に参加します。
- 身近な自然環境を知り、理解を深めることで、親しみを深めます。

##### 【事業者の取組】

- 地域の河川・水路等の清掃、美化活動に積極的に参加・協力します。

##### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎河川、ため池、水路などの改修にあたっては、多自然川づくりの採用など、既存の生態系や自然環境に配慮した事業の実施を推進します。
- ◎地域住民や環境保全活動団体などとの協力のもと、地域が一体となり、川・池・水路等の水辺の清掃や美化活動、アドプト制度による環境保全活動の拡大を図ります。
- 身近な場所での環境学習、自然環境保全活動を推進します。

### 3 騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策

#### 【現状・課題】

「まちの静かさ」は市民の満足度が高い一方、公害に関する苦情では騒音が最も多く、その多くは、解体工事や建設工事に起因しています。

自動車騒音については、国道 176 号の沿線の一部等で、環境基準を上回る地点が見られますが、道路交通振動は、調査全地点で要請限度を満たしています。

また、市域の一部は大阪国際空港飛行経路下にありますが、低騒音機の導入や運行方法の改善等により、航空機騒音は環境基準を達成しています。

騒音・振動については、事業者による規制遵守の徹底と対策の周知に加え、生活騒音に対する市民のマナー意識の向上が求められます。自動車騒音については、引き続き幹線道路を中心に状況を把握していく必要があります。

悪臭については、悪臭防止法に基づき全市域を規制地域としており、概ね良好な環境が保たれていますが、今後も規制の遵守と環境保全意識の向上を継続して進めていく必要があります。

#### 【環境指標】

環境指標	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
環境基準達成率（騒音・振動）	95.8%	100.0%
生活騒音苦情件数 ※騒音全苦情件数から事業系を除く	2 件	2 件
悪臭などの苦情件数	39 件	30 件

#### 【取組の推進を補完・連携する計画等】

- ・宝塚市都市計画道路整備プログラム

#### (1) 騒音・振動対策

自動車を起因とする騒音・振動問題に対しては、道路管理者・交通規制所管庁と連携した対策を実施します。建設工事や工場等の事業活動に起因する騒音・振動問題に対しては、各種規制の遵守の徹底を指導します。

#### 市民・事業者・市の取組

##### 【市民の取組】

- 自転車や公共交通機関の利用により、自動車利用に伴う騒音・振動の低減に努めます。
- 早朝や夜間は、音や振動に気を配った行動を心がけます。

##### 【事業者の取組】

- 騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準等を遵守します。
- 早朝や夜間操業の時間調整等、近隣に配慮するよう心がけます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮する等、騒音・振動の発生防止に配慮します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎事業者に対し、発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導するとともに、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準の遵守の徹底を図ります。
- 適切な地点での自動車騒音測定を実施し、調査データはホームページ等に掲載します。

## （２）悪臭対策

各種法令の遵守の徹底を図るとともに、悪臭の発生・拡散を防止するよう適切に対応します。また、日常生活における悪臭の発生抑制のため、環境意識や生活マナーの向上に努めます。

### 市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- ダイオキシン類等の発生原因となるごみの焼却はしません。
- 除草剤や猫除けの忌避剤等の化学製品は、近隣に配慮し用法・用量を守って使用します。
- 日常生活において、周囲に悪臭を出さないように配慮します。

【事業者の取組】

- 悪臭防止法に基づく規制基準等を遵守します。
- ダイオキシン類等の発生原因となるごみの焼却はしません。
- 事業活動において、周囲に悪臭を出さないように配慮します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目）

- 工場・事業場から発生する悪臭については、公害苦情の状況を踏まえ、悪臭防止法に基づき指導します。
- 市広報誌やホームページ等で悪臭防止に関する啓発等を行います。

## V 安全で快適な環境のまちづくり

### 1 景観の保全

#### 【現状・課題】

本市は、六甲山地から長尾山地の山並みと武庫川を中心とした河川が織りなす自然景観、北部地域の農村・田園景観、大都市近郊の良好な住宅地と宝塚歌劇をはじめとする芸術文化が融合した街なみ景観のそれぞれが調和した特徴的な“宝塚らしさ”という大きな魅力を形成しています。

#### 【環境指標】

環境指標	現状(2024年度)	目標(2035年度)
景観計画特定地区指定数（都市景観形成地域を含む）	21 地区	25 地区
景観計画特定地区指定面積（都市景観形成地域を含む）	305.0ha	328.0ha
「宝塚を美しくする市民運動」参加団体数（参加者数）	444 団体 (58,821 人)	480 団体 (60,000 人)
違反広告物除却市民ボランティア団体数（人数）	2 団体 (25 人)	22 団体 (35 人)

※

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市景観計画
- ・宝塚市都市計画マスタープラン
- ・第2次宝塚市農業振興計画
- ・街路樹管理計画

## (1) 景観の保全

北部地域の田園・農村景観、山並みを背景とした自然景観、歴史・文化を感じる街なみ景観が調和した宝塚らしさの保全とより良い景観の形成を進めます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

○自然景観とまちなみ景観の調和した宝塚らしい景観の保全、活用、継承に協力します。

#### 【事業者の取組】

○事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。

○市の景観形成に関わる施策に協力します。

○県条例に基づき、屋外広告物などの適正な掲出と維持管理を行います。

#### 【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

◎都市景観の形成に関する知識の普及・啓発を図ります。

○都市景観の形成に関する基本的、総合的な施策を策定し、推進することにより、形成地域固有の良好なまちなみの維持・形成を進めます。

## (2) 美化活動の行き届いたまちづくり

市民は、きれいなまち、美しいまちに対して高い意識を持っています。地域が一体となった美化活動などを通して、さらにきれいなまちづくりを推進していきます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 公園や河川など地域の美化活動に積極的に参加します。
- 不法投棄、放置自転車、違反広告物の情報提供に協力します。
- 空き家、空き地の適正な維持管理を行います。

#### 【事業者の取組】

- 地域と連携した清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。
- 不法投棄の情報提供や適正な広告物の掲出に協力します。
- 空事業所、未活用地、遊休地の適正管理に努めます。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎「宝塚美しくする市民運動」への参加者数の拡大を図ります。
- 公園のアドプト制度を活用した地域の美化活動を支援します。
- 監視カメラの設置など、ごみの不法投棄の防止対策を進めます。

写真差し替え

## 2 みんなにやさしいまちづくり

### 【現状・課題】

市民の多くが、子どもや高齢者にやさしく、いつまでも暮らし続けたい安全・安心で、快適なまちであることを望んでいます。

安全な歩道の整備や拡幅、自転車道の整備などによる誰もが安全・安心、快適に移動できる空間を確保するとともに、道路の利用者のマナーやモラル向上に関する啓発を併せて進めていくことが重要となっています。

指標の数値を確認

### 【環境指標】

環境指標	現状(2024年度)	目標(2035年度)
交通安全教室開催数	91回	
放置自転車撤去台数	503台	
飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成数	37匹	

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市都市計画マスタープラン
- ・宝塚市都市計画道路整備プログラム
- ・第11次宝塚市交通安全計画
- ・宝塚市自転車ネットワーク計画
- ・街路樹管理計画

### (1) 誰もが安心して生活できる移動空間の確保

環境や安全性に配慮した歩道のバリアフリー化、自転車通行帯の整備など、人と環境にやさしい道路・交通環境の改善を進めます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 歩行時や自転車利用時には、おもいやりとマナーの意識を持って、安全・快適な移動を心がけます。
- 違法駐車、放置自転車の情報提供に協力します。
- 駐車などのルールを守ります。

#### 【事業者の取組】

- 違法駐車、放置自転車の監視・情報提供に協力します。
- 駐車などのルールを守ります。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎駐輪場、自転車通行帯などの整備とともに、自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全・快適な自転車利用を促進します。
- ◎地域ニーズに対応した歩道の段差解消を進めるとともに、安全な歩行空間の維持・管理を推進します。
- 街路灯・防犯灯の新たな設置を進めます。

## （2）マナーやモラル向上の啓発

市民の日常の生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた継続的な啓発により、一人ひとりが快く暮らせるまちづくりを進めます。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 散歩時のペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。
- 飼い主のいない猫の地域猫活動に協力し、野生動物への無責任な餌やりはしません。
- 自転車を利用する際には、道路交通法を守るとともに、歩行者の安全に十分に気を付けます。
- 携帯機器を見ながらあるいは操作しながら歩いたり自転車に乗ったりする「歩きスマホ」や「ながらスマホ」などの迷惑行為や危険行為はしません。
- 喫煙者は決められた場所でたばこを吸い、路上喫煙などをしないように努めるとともに路上喫煙禁止区域での喫煙はしません。
- ごみのぽい捨て、不法投棄はしません。
- 空き家、空き地などの所有者は、周辺の迷惑にならないように適正に維持管理します。

#### 【事業者の取組】

- 商品などの販売と併せて、利用のマナーや取扱いに関する注意事項の告知、周知を徹底します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- ◎ペットの飼い方など、飼い主に対しマナーを啓発します。
- 飼い主のいない猫や野生動物への無責任な餌やりをしないように、マナーを啓発します。
- 歩行者、自転車利用者への交通マナー、道路交通法の周知を図ります。
- 駐輪場や駐車場、公園などへのポスターや広告の掲示により、駐輪マナーを啓発します。
- 空き家、空き地などの所有者に対しは、周辺の迷惑にならないように適正に維持管理するよう働きかけます。

## VI みんなで取り組む環境づくり

### 1 環境学習・教育の推進

#### 【現状・課題】

本市は、北部地域に希少な動植物が生息する生物多様性の高い自然環境と、南部市街地に形成された街なみとが融合、共存する美しいまちです。

本市の特徴的な自然や景観を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

例えば「ふれあいトーク」（出前講座）では環境に関するテーマも多く取り揃えています。また、学校のほか、森林・里山、農地、身近な地域の公園や河川、まち山など様々な場において、環境学習・教育の機会を充実し、市民一人ひとりの自主的な環境行動の実践につなげていくことが求められます。

指標の数値を確認

#### 【環境指標】

環境指標	現状(2024年度)	目標(2035年度)
環境に関するテーマのふれあいトーク（出前講座）の実施回数	回	10回
その他市内で行われる環境イベントなどの参加者数	3,123人	4,000人

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次宝塚市消費者教育推進計画

#### (1) 環境学習・教育の推進

小学校における総合的な学習の時間や関連する科目において、環境学習・教育の取組を充実し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てます。

また、地域における生涯学習やイベントなどの活用、子どもから大人までいっしょに学ぶ場の設定などにより、地域の環境意識の向上を図ります。

#### 市民・事業者・市の取組

##### 【市民の取組】

- 身近な地域での環境学習・教育に参加します。
- 市内の環境について関心を高め、理解を深めます。
- 様々な生態系（山、川、ため池など）や施設などを積極的に環境学習活動の教材として活用します。

#### 【事業者の取組】

○施設見学への対応、出前教室の講師など、地域の環境学習・教育の推進に協力します。

○環境啓発イベントへ積極的に出展します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

◎環境保全活動団体との協働により、環境活動の実践に向けた環境学習・教育活動を推進します。

◎地域の環境保全を行うことで、愛着と誇りを深めます。

○消費者教育について推進します。

○地球温暖化防止に関する教育・学習を推進します。

○生物多様性について講座やイベントを通じて重要性について啓発します。

○学校などの環境学習が円滑に行われるよう関係機関などと連携します。

## （２）自然体験と交流の推進

環境学習・教育は、市民が身近な地域の山や川で「実際に見て、ふれあい」・「体験して、興味を持つ」ことが大切です。地域の自然環境や体験施設、農地、里山・まち山、河川・河川敷などでの自然体験学習ができる機会をつくります。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

○身近な地域や北部地域での活動体験や環境保全活動に参加します。

○親子で参加できる体験学習会などに積極的に参加します。

○農業体験イベントへの参加や、市民農園の利用を通じて農業について学びます。

#### 【事業者の取組】

○施設見学への対応や出前教室の講師などに協力します。

○市民が参加できる体験学習会の実施や施設の貸し出しを行います。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

◎環境保全活動団体と連携し、体験学習の機会や場の充実に努めます。

○農林業者などとの連携による農業体験や市民農園の実施を推進します。

○河川での水辺教室、自然公園での動植物観察会など、自然体験学習を推進します。

○自然保全に関する情報を積極的に発信します。

## 2 環境保全活動の支援

### 【現状・課題】

本市の環境保全活動は、活動団体の設立数も増加しており、積極的な活動が行われています。今後は、各団体相互の情報交流を活性化し、問題解決の早期化や新たな取組の創出などの相乗効果を発揮する体制や仕組みづくりが期待されます。

また、地域の環境保全活動を維持・発展させ、さらにより良い環境を創造していくためには、市民とともに地域の環境保全活動に積極的に取り組み、一人ひとりが環境に関心を持ち関わっていくことを継続的に進めていく必要があります。

### 【環境指標】

指標の数値を確認

環境指標	現状(2024年度)	目標(2035年度)
後援回数	○回	回
環境保全活動団体数(参加人数)	22団体 (402人)	30団体 (450人)

### (1) 市民の環境保全活動の交流の場づくり

環境保全活動に取り組む団体やグループのニーズを踏まえ、それぞれの活動をサポートするホームページ、SNSなど情報発信、情報収集できる仕組みを整備するなど協力します。

### 市民・事業者・市の取組

#### 【市民の取組】

- 市民環境フォーラムなどに参加します。
- 環境保全活動団体の活動を知り、状況に応じて活動に参加します。
- 身近な自然環境に興味を持って情報発信・共有し、活動の輪をつくります。

#### 【事業者の取組】

- 地域の環境保全活動団体やグループの活動に協力します。
- 事業者として地域の環境保全に関する取り組みを行い、その情報を発信します。

- 【市の取組】(市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です)
- ◎環境保全活動団体の活動を積極的に紹介し、市民へ活動への参加を呼びかけます。
  - 市民環境フォーラムを継続開催します。

- ◎環境保全に関するプラットフォームを作成し、誰でも気軽に環境保全に参加できる風土をつくります。

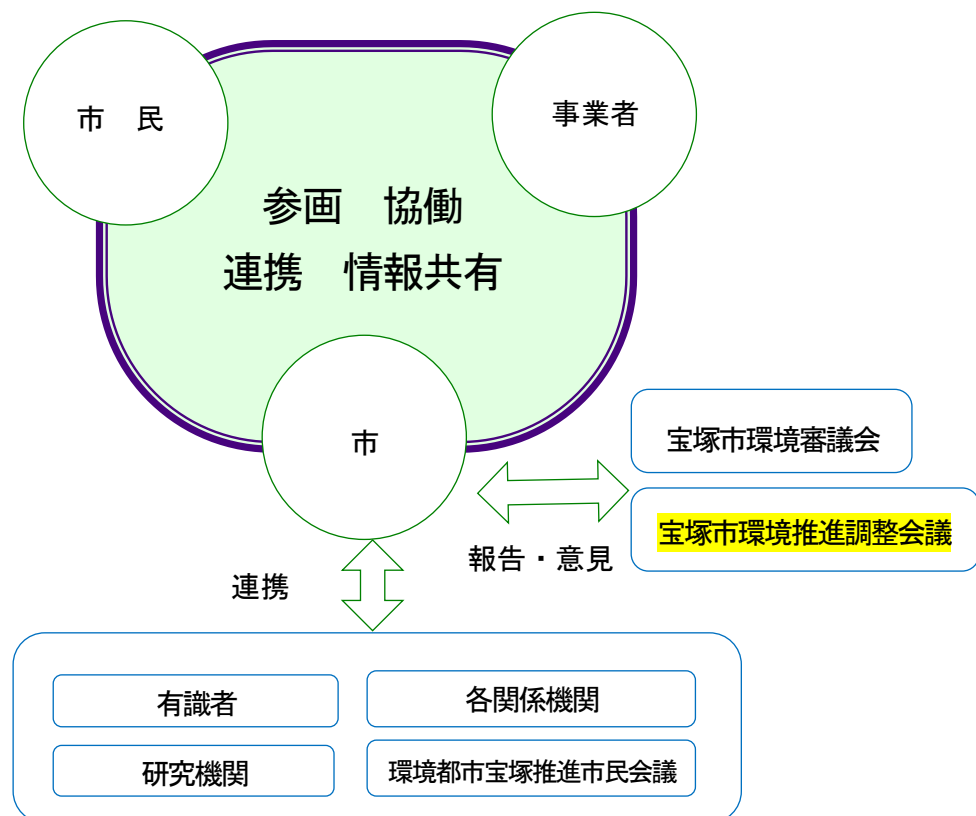
## 第5章 計画の推進

### 第1節 推進体制

市民、事業者及び市との連携と協働のもと、計画の効果的な推進を図ります。

市民、事業者及び市との連携と協働にあたっては、推進する施策の分野、事業の内容などに合わせて効果的な連携体制の構築を図ります。

また、必要に応じて、専門的な知見を有する有識者、大学などの研究機関、国・県の関係機関などとの連携をとります。



※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体を表します。

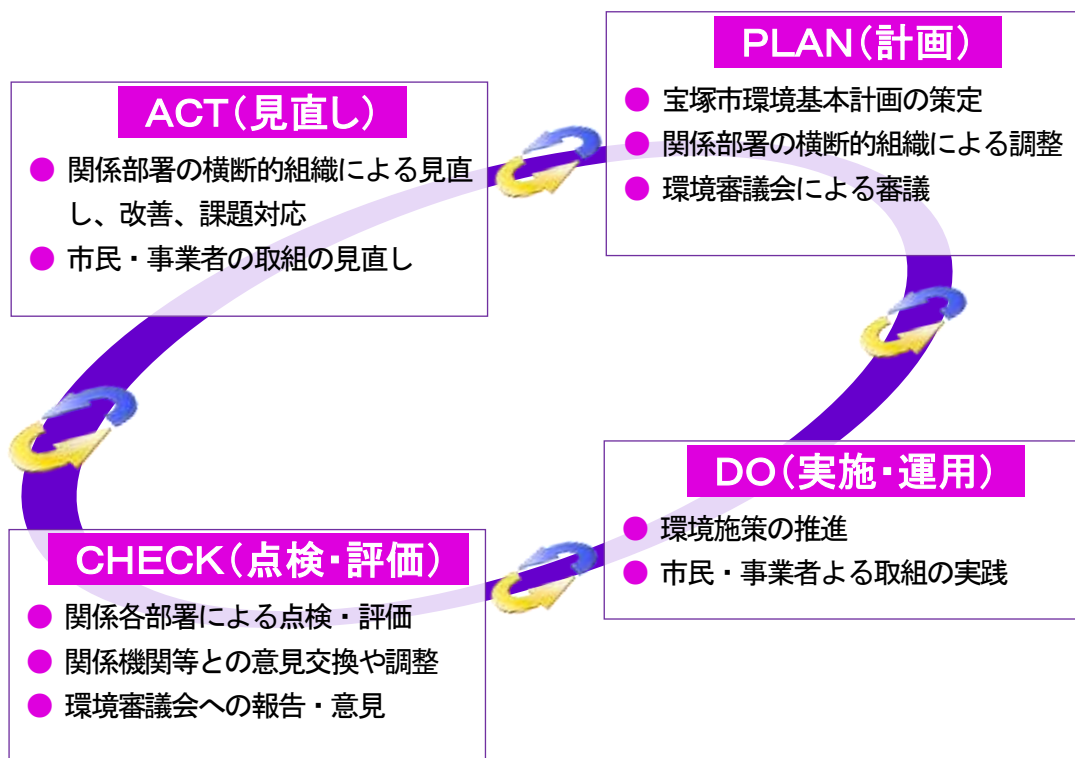
## 第2節 進行管理及び評価

### 1 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行います。PDCAとは、下の図のように、PLAN（計画）→DO（実施・運用）→CHECK（点検・評価）→ACT（見直し）の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。PDCAの大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めるとともに、施策推進の円滑化を図ります。

なお、事業の進捗に関する情報は、市広報誌やホームページなどを通して公表していきます。



### 2 点検・評価

本計画の進捗状況を客観的に把握・評価するため、各環境分野の施策の達成状況について「環境指標」により毎年度点検・評価します。

## <第4次宝塚市環境基本計画案策定の経緯>

### 1 宝塚市環境審議会の開催

開催日時と検討経過

会議名	開催日	審議内容
令和6年度 第1回宝塚市環境審議会	令和7年3月21日 (2025年)	○第4次宝塚市環境基本計画の策定 (諮問)
令和7年度 第1回宝塚市環境審議会	令和7年9月19日 (2025年)	○第4次宝塚市環境基本計画素案(地 域概況)について
令和7年度 第2回宝塚市環境審議会	令和7年12月26日 (2025年)	○第4次宝塚市環境基本計画素案(方 向性、施策体系、現状と課題、取組 案等)について
令和7年度 第3回宝塚市環境審議会	令和8年1月 日 (2026年)	○第4次宝塚市環境基本計画(案)に ついて
令和7年度 第4回宝塚市環境審議会	令和8年2月 日 (2026年)	○第4次宝塚市環境基本計画(案)に ついて(中間とりまとめ) ○パブリックコメントの実施について
令和8年度 第1回宝塚市環境審議会	令和8年 月 日 (2026年)	○パブリックコメントの結果について ○第4次宝塚市環境基本計画策定につ いて(答申)

## 2 宝塚市環境審議会委員

(令和8年3月31日現在)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
市内の公共的 団体の代表者	糸瀬 豊光	宝塚市自治会連合会	
	今住 悦昌	環境都市宝塚推進市民会議	
	土屋 智子	宝塚商工会議所	令和7年10月31日まで
	阪上 広樹	宝塚商工会議所	令和7年11月1日から
	松村 孝三	宝塚市自治会ネットワーク会議	令和7年10月31日まで
	加里 浩二	宝塚市自治会ネットワーク会議	令和7年11月1日から
知識経験者	澤木 昌典	大阪大学	
	遠藤 知二	神戸女学院大学	
	栃本 大介	神戸市役所	
	客野 尚志	関西学院大学	令和7年10月31日まで
市民公募委員	富永 紗梨		令和7年10月31日まで
	森賀 本恵		令和7年10月31日まで
	横田 三月		令和7年10月31日まで
	明田 みゆき		令和7年11月1日から
	伊藤 友美		令和7年11月1日から
	川田 かおり		令和7年11月1日から

あ 行

■悪臭防止法

悪臭防止法は、規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うことなどにより生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。

■アトム 110 番連絡車・アトム 110 番連絡所

本市における子どもたちの生命・安全を守る取組。子どもたちが危険を感じたとき、近くのステッカーのある車やプレートのある建物に助けを求めるために設置。

アトム 110 番のプレートのある建物や、ステッカーが貼られている車が走ることで犯罪を未然に防ぎ、子どもたちの安全を守っている。

■アトム防犯グループ

地域で自主的に防犯パトロールを行っている市登録グループの名称。防犯パトロールを行う際には、地域住民のほか不審者からも防犯活動をしていることが認識できるように市から配布された「アトム防犯パトロール」と書かれたたすきを着用し活動している。

■アドプト制度

昭和 60 年 (1985 年) にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味。

個人・団体・企業等と行政（公共施設管理者）が合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上で、団体・企業等が道路や河川等の一定区画の清掃活動や植栽の手入れなどを行う活動及び制度。

■一般環境大気測定局

大気汚染防止法第 22 条に基づいて、環境大気汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。本市には 1 ヶ所設置されている。

■一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、法で特定した 20 品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

■エコマーク商品

次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するもので公益財団法人日本環境協会が認証した商品。

1. その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと

2. その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

#### ■オゾン層

地上から 10～50km の高度で地球をとりまく成層圏に存在するオゾン濃度の濃い大気層。

オゾンは生物に有害な波長をもつ紫外線を吸収するが、フロンガスなどによるオゾン層破壊が問題となっている。

そのため、オゾン層の保護などに取り組むことを目的に特定フロン、代替フロンへの移行が進んでおり、さらにフロンの生産、管理、回収、処分を適正に行うため、フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）が平成 27 年（2015 年）4 月に施行された。

#### ■温室効果ガス

大気中には、太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは、地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たして「温室効果ガス」と呼ばれる。

主な温室効果ガスには二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがある。人間の活動によって、大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

## か 行

---

#### ■環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型 7 公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下の 3 つを除いた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の 4 つについて環境基準が定められている。

#### ■環境基準類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては水域の利用目的、現状水質など、騒音に関しては都市計画区域などを勘案し、具体的な水域や地域を当てはめ、指定することを行う。

#### ■環境基本法

公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、平成 5 年（1993 年）に制定された。

基本理念としては、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6 月 5 日を環境の日とすることも定められている。

## ■環境創造型農業

農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境への負荷を軽減するため、たい肥等有機質資材の施用などによる土づくりを基本に、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行(一般栽培)の30%以上低減する生産方式のこと。(兵庫県環境創造型農業推進計画)

## ■環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

## ■環境マネジメントシステム(環境管理システム)

環境マネジメントとは、大きくとらえれば企業が事業活動を行う際に環境への影響を自主的に管理することを指す。平成4年(1992年)の「地球サミット」を契機に、国際標準化機構本部に環境管理に関する専門委員会が設置され、平成8年(1996年)9月に環境マネジメントの国際規格「ISO14001」などが定められた。

環境マネジメントシステムの内容としては、(1)環境マネジメントに関する方針の作成、(2)環境に関する目的・計画の作成、(3)実施・運営(体制整備、従業員の訓練、文書管理等)、(4)点検・是正(記録、環境マネジメントシステムの監査等)、(5)経営者による環境マネジメントシステムの見直しといった組織内の一定の手続きを規定し、システム自体の改善を目的とする。

## ■景観

風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。(広辞苑)

人間の視覚によってとらえられる地表面の認識像。山川・植物などの自然景観と、耕地・交通路・市街地などの文化景観に分けられる。(大辞林)

## ■景観計画

景観法\*に基づく「景観行政団体」に指定された自治体は、景観保全のために、建物のデザインや壁面の位置、色の規制などを盛り込む「景観計画」を定めることができる。計画が適用された「景観計画区域」では、建物の新築や改築などの際に、都道府県や市町村に届け出が必要となる。

本市の景観計画は、平成24年(2012年)10月に策定。自然や歴史・文化を「守る」、市民のまちづくり活動を「育てる」、周囲のまちなみや自然環境と調和した都市景観を「つくる」ことで、宝塚らしさを感じる都市景観を形成していくことを目的としている。

※景観法：平成16年(2004年)6月に制定。日本の都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

## ■景観計画特定地区

従来の都市景観形成地域に代わる制度として、景観法に基づく景観計画において地区のまちづくり活動により、良好な景観の形成に必要なルールを定めた地区。

## ■光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質。日ざしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、

胸苦しくさせたりすることがある。光化学スモッグの原因物質の一つ。光化学オキシダント注意報は、1時間値が0.12ppm以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時発令される。

#### ■ごみゼロ社会

生ごみの堆肥化や3Rの徹底などにより、燃やすごみの量をゼロにし、再資源化を図る社会。本市においても宝塚市一般廃棄物処理基本計画における基本方向の一つとして、「燃やすごみゼロ社会の推進」を掲げている。

## さ 行

---

#### ■再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

#### ■再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間、電気事業者に調達を原則義務づける制度。平成24年（2012年）開始。

電気事業者が再生可能エネルギーに起因する電気の買取に要した費用は、電気料金の一部として、賦課金という形で利用者の負担となる。

#### ■再生可能エネルギー自給率

再生可能エネルギー自給率は、宝塚市内に設置された主に太陽光発電や太陽熱利用システムから生産されたエネルギーが市内のエネルギー消費量に占める割合を示すものです。省エネルギーが進めば、自給率は向上するため省エネルギーも重要となります。自給率は市内での再生可能エネルギーの普及度合いを測る目安となります。

#### ■再生可能エネルギー活用率

再生可能エネルギー活用率は、市内でのエネルギー生産に加え、市外からの再生可能エネルギーの購入や市外への出資を通じた再生可能エネルギーの増加を考慮することであり、再生可能エネルギー活用率は市内の再生可能エネルギー生産量と市外からの再生可能エネルギー導入量を市内のエネルギー消費量で割ったものとなります。自給率と同様に、省エネルギーによって活用率も高まります。都市部においては自給率を高めることには限界があるため、域外での再生可能エネルギー普及やエネルギーの選択という概念を含んだ再生可能エネルギー活用率を設定する意義があります。

#### ■酸性雨

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）や窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）などを起源とする酸性物質が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象。河川や湖沼、土壌を酸性化して生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして建造物や文化財に被害を与える。（気象庁：酸性雨に関する基礎的な知識）

#### ■自然公園

一定の開発行為を規制することにより、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の自然とのふれあいを推進することを目的に、自然公園法（又は条例）に基づいて国又は都道府県によって指定される地域のこと。

## ■ジュール

国際単位の仕事量・エネルギー・熱量の単位。記号は「J」。1 MJ (M (メガ) : 10 の 6 乗倍) は、カロリー換算すると 239kcal。これは、ごはん 1 杯分、または、ビール大びん 1 本分 (633ml) のエネルギーに相当する。

電気は 1 kWh あたり 3.6 MJ、都市ガス (大阪ガス) は 1 m<sup>3</sup> あたり 45 MJ となる。

## ■循環型社会

ごみをなるべく出さず、ごみをできるだけ資源として使い循環させ、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

## ■少子高齢化

出生数の減少や老年人口の増加が同時に進行している状況のこと。

## ■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な生活を実践することができる人間を育てること。(食育基本法)

## ■植生

ある地域における植物体の集まりの総称。

## ■振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する振動を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい振動を発生する施設(「特定施設」という)を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。

## ■生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。微生物が多いほど BOD は高くなり、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、生物の生息環境が悪化しやすい。

類似した指標の化学的酸素要求量 (COD) は、窒素やリンなどの化学物質の影響が大きい滞留性水域の湖沼や海域の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。

## ■生物多様性

地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると 3,000 万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。

生物の多様性に関する条約(平成 5 年(1993 年)12 月発効)では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルがあるとしている。

宝塚市では、平成 25 年(2014 年)6 月に市内の生物多様性を象徴する生物として、

ミヤマアカネ（トンボ）、ツメレンゲ（植物）をシンボル生物として選定した。

#### ■騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、指定された地域内において著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について、規制基準を遵守させるための措置を講ずる必要がある。

## た 行

---

#### ■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルを加えてダイオキシン類としている。

ダイオキシン類は、塩素を含む物質の焼却の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

#### ■大気汚染防止法

この法律は、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的として、(1) 工場及び事業場における事業活動や建築物の解体に伴う「ばい煙」や「粉じん」の規制、(2) 有害大気汚染物質対策の推進、(3) 自動車排出ガスに係る許容限度を定めることなどが盛り込まれている。

#### ■宝塚市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例

「空き缶等の散乱防止及びその資源化の促進に関する条例」を全部改正し、平成 27 年（2015 年）3 月に制定。市内全域でのばい捨ての禁止や路上喫煙禁止区域の指定、禁止区域内での違反者に対する過料の徴収のほか、喫煙者の責務としての路上喫煙（歩きタバコ）をしないよう努力義務を規定している。

#### ■宝塚を美しくする市民運動

毎年春と秋の 2 回、各 11 日間実施する市民運動。市民が道路や公園などの公共の場所の散乱ごみを回収し、側溝の泥上げなどを行う一斉清掃のほか、不法看板や放置自転車などの撤去、啓発活動も実施する。

#### ■地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

#### ■地産地消

地域で生産された農林水産物などを、地域内または出来る限り近い地域で消費すること。

#### ■特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

外来生物（移入種）による生態系などへの影響を防止するための法律。一般に、外来

生物法と略称される。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼育、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国などによる防除措置などを定めている。

生態系などへの被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。

#### ■ 土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損ない又は人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物などの生育が阻害されることを土壌の汚染という。

土壌汚染の原因となる物質は、カドミウムなどの重金属やテトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物、ダイオキシン類などであり、28項目について環境基準が定められている。

### な 行

---

#### ■ 二酸化炭素

化学式は $\text{CO}_2$ 。地球上で最も代表的な炭素の酸化物であり、炭素単体や有機化合物の燃焼によって容易に生じる。地表付近の大気の主成分は、窒素 78.1%、酸素 20.95%、アルゴン 0.9%、二酸化炭素は 0.04%。大気中の比率はわずかだが、温室効果ガス総排出量の中では 76%と大半を占めており、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスである。

日本の温室効果ガス排出量中の二酸化炭素の比率は 93.1%（平成 25 年（2013 年））にもなっている。

#### ■ 二酸化硫黄

化学式は $\text{SO}_2$ 。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時、また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程から排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、四日市ぜんそくがあげられる。

#### ■ 二酸化窒素

化学式は $\text{NO}_2$ 。一酸化窒素（ $\text{NO}$ ）と酸素の作用、又は硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。

主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源としては自動車、ボイラー、暖房機器など広範囲にわたっている。

#### ■ 燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物（ $\text{NO}_x$ ）や二酸化炭素（ $\text{CO}_2$ ）を排出しない。

#### ■ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、住宅における一次エネルギー（化石燃料、原子力の燃料、自然エネルギー等自然か

ら直接得られるエネルギー)の消費量を、省エネルギー機能の向上や再生可能エネルギーの活用による創エネなどにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにする住宅のこと。近年集合住宅用の基準等も整備され、これに適合するマンションはZEH-M(ゼッチ・マンション)と呼ばれている。

## は 行

---

### ■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

### ■バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという意味でも用いられる。

### ■阪神間モダニズム

1900年代から1930年代にかけて、六甲山地と海に囲まれた阪神間(神戸市から川西市)を中心とする地域に育まれた、近代的な芸術・文化・生活様式とその時代の状況。

### ■非エネルギー起源の温室効果ガス

燃料や電力の消費に伴う「エネルギー起源の温室効果ガス」以外のもののすべて。要因として、セメント製造過程などの工業プロセス、廃棄物の焼却、家畜の消化管における発酵、フロンガスの大気放出などがある。

### ■ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、特に都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われる。

### ■微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)

粒径が2.5 $\mu$ m(1 $\mu$ m(マイクロメートル)=1mmの千分の1)以下の粒子状物質。PMは、「Particulate Matter(粒子状物質)」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。

なお、微小粒子状物質の越境汚染についての寄与割合は、西日本で大きく、九州地方では約7割、関東地方では約4割と推計されている。【微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について：中央環境審議会大気・騒音振動部会 微小粒子状物質など専門委員会】

### ■砒(ひ)素

元素記号はAs。ひ素の化合物は、殺虫剤・殺鼠剤・除草剤に使われている。上流に天然のひ素化合物鉱床がある場合など河川水にひ素が含まれる。

## ■ふっ素

元素記号はF。ふっ素酸化物は自然界では至るところに存在する。虫歯予防に用いられる物質として知られるが、ふっ素を多量に摂取した場合に中毒症状などがおこることがある。

## ■浮遊粒子状物質

略称はS P M。浮遊粉じんのうち粒径が  $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}$  (マイクロメートル) =  $1\text{mm}$  の千分の 1) 以下の粒子をいう。 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。略称のS P Mは、「Suspended Particulate Matter (浮遊粒子状物質)」の頭文字。

## ■フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器でフロン類が充てんされているものを「第一種特定製品」と規定し、これらの機器の廃棄などにあたって、フロン類を機器から回収し、破壊することを目的としたフロン回収・破壊法（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律）が改正され、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に亘る包括的な対策がとられるよう、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から施行された。略称「フロン排出抑制法」。

## ■フロンガス

炭化水素の水素原子のいくつかが、塩素原子やふっ素原子に置き換ったものの総称。熱に強く冷媒、溶剤としてすぐれた性能をもっており、クーラーや冷蔵庫などのほか、半導体産業での洗浄剤としても広く利用されている。しかし、成層圏のオゾン層を破壊し、その結果地表の紫外線を増加させ、人間や生態系に影響を及ぼすおそれがあるとして一部を除いて生産が中止された。

## ■文化財

文化活動の結果として生み出されたもので文化的価値を持つもの。文化財保護法では有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群の 5 分野が文化財として定義されている。

## ま 行

---

### ■緑のカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

窓から入る直射日光をさえぎるので、室内温度の上昇を抑えるとともに、植物が根から吸った水分を葉から蒸発させ周りの温度を下げる「蒸散作用」効果がある。

### ■緑の基本計画「緑の循環都市・宝塚」

緑地の保全と緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、都市緑地法に基づき、中長期的な観点で基本的な方向性を示したものの。

## や 行

---

### ■有害化学物質

有害化学物質は、環境を経由して人又は動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称である。具体的には、人の健康又は動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置

法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

#### ■ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人が快適に利用できる製品、建物、空間をデザインすること。高齢者でも歩きやすい舗装、車イスでも通行できるスロープの設置、文字が読めなくても場所がわかる案内板、文字が読めなくても利用できるトイレ設備など。

## ら 行

---

#### ■リサイクル率

ごみの総排出量に対する資源化されたゴミの量の割合。  
計算式は、総資源化量÷ごみ総排出量×100 (%)

#### ■リターナブル容器

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど繰り返し使用される容器のこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカーで洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

#### ■レッドデータブック

国または地域ごとに、絶滅にひんしている動植物の種（絶滅危惧種）を記し、各々の種の現状を調査した報告書。日本に関しては平成元年（1989年）に作成された。

なお、本市では、良好な自然が将来にわたり保全できるよう、重要な生態系の場所の特定と保全を目的として、平成24年（2012年）に宝塚市生態系レッドデータブックを作成している。

## 英数字

---

#### ■BOD：生物化学的酸素要求量 (Biochemical oxygen demand)

#### ■CO<sub>2</sub>：二酸化炭素

#### ■NO<sub>2</sub>：二酸化窒素

#### ■PM2.5：微小粒子状物質

#### ■P R T R 制度

化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

なお、P R T RとはPollutant Release and Transfer Registerの略称。

#### ■SO<sub>2</sub>：二酸化硫黄

#### ■S P M：浮遊粒子状物質 (Suspended Particulate matter)

#### ■3 R (サンアール・スリーアール)

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみは資源としてリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュ

ース (Reduce=発生抑制)」「リユース (Reuse=再使用)」「リサイクル (Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

## 関連計画

---

### ■生物多様性たからづか戦略

行政と市民などが協働し、生物多様性の保全・再生を推進するため、担うべき生物多様性の保全と利用の取組について、その理念や目標、指針、基本施策、推進体制を定めたもの。

### ■宝塚市一般廃棄物処理基本計画

循環型社会の構築をめざして、ごみの発生抑制、減量化、資源化などの取り組みを計画的に進めるための方向性を示したもの。市の取り組みだけにとどまらず、市民・事業者が取り組むべき基本方向も示している。

### ■宝塚市エイジフレンドリーシティ行動計画

エイジフレンドリーシティとは、世界的な高齢化と都市化に対応するため、2007年、WHO(世界保健機構)が提唱した考え方であり、ソフト・ハードの両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもので、本市は平成27年(2015年)6月1日にWHOエイジフレンドリーシティ・グローバルネットワークの一員となるとともに、超高齢社会への対応として活力ある超高齢社会をつくるために、高齢者への生きがいの充実を図りながら、高齢者にやさしいまちづくりに向けた行動計画の策定を進めている。

### ■宝塚エネルギー2050ビジョン

近年の地球温暖化や東日本大震災をきっかけに、環境への負担が少なく、安全で安心な再生可能エネルギーの利用が求められる中、宝塚市の地域特性に応じた再生可能エネルギーの利用を進めるにあたり必要な考え方や目標、取組について定めたもの。

### ■宝塚市交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、各関係機関、団体などとの連携を図りながら交通安全対策を推進し、市民生活の安全を守るため、交通安全に関する施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。

### ■宝塚市自転車の安全利用に関する条例

自転車の利用に関するあらゆる人々が力を合わせて安全利用の意識と高め、不幸な事故を防ぐため、自転車利用者・保護者・市の責務について、また自転車小売業者・関係団体の役割や自転車の安全利用に関する教育について定めた条例。

### ■たからづか食育推進計画

食育基本法に基づき、食育を進めていくための基本的な方針を示すとともに、具体的に推進するための施策の方向性を示したもの。

### ■宝塚すまい・まちづくり基本計画(住宅マスタープラン)

住宅・住環境を取り巻く社会環境の変化や市民ニーズの多様化などを背景に、住宅政策のあり方と効率的、効果的な施策展開を図る指針を示したもの。

### ■宝塚市地域福祉計画

地域で暮らすすべての人たちが、その人らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会づくりをめざし、地域住民、市民活動団体、行政機関、社会福祉事業者などの関係機関が協力・連携して課題を解決していくための仕組みや取り組みの方向性を示したもの。

■宝塚市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、宝塚市域における温室効果ガスの排出量の削減に向けて、宝塚市の持つ自然や地域特性を十分に活用しながら、市民や事業者、市が一体となって取り組み、目標に向けた計画的な推進を図るための計画。

■宝塚市都市計画道路整備プログラム

都市計画道路の計画的な整備と事業の透明性を確保するため、優先する整備路線と整備予定時期を示したもの。

■たからづか都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都市計画の担う役割や意義をより明確にするとともに、市民と市の協働のもとに市の将来都市像を実現するため、都市計画の総合的な理念や目標とこれを実現するための具体的な都市計画の方針などを示したもの。

■宝塚市農業振興計画

市の農業振興をめざし、南部地域の花き植木産業や北部地域の都市近郊農業のあり方など農業施策を総合的・計画的に進めるための方向性を示したもの。

■宝塚市水のマスタープラン

市域内の「水」に求められる「環境」、「親水」、「治水」の役割をバランスよく活かした生活環境を創出するため、「水」に関する施策の基本方針を示したもの。

■宝塚市緑の基本計画「緑の循環都市・宝塚」

緑地の保全と緑化の推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、都市緑地保全法に基づき、中長期的な観点で基本的な方向性を示したもの。

## 第 3 次宝塚市環境基本計画

発行日／平成 28 年（2016 年）3 月

発行・編集／宝塚市 環境部 環境室 環境政策課

〒665-8665


兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

TEL (0797) 77-2070（環境政策課直通）

FAX (0797) 71-1159

URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。